

「京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業」入札説明書等に関する第1回質問回答一覧表

No	資料名	項目	該当箇所										質問	回答		
			頁	I	1	-1	1)	①	ア	(ア)	ア	(ア)				
1	入札説明書	競争参加資格等	6	I	8	(1)	3)	②	オ						「建築工事・電気設備工事・機械設備工事にそれぞれ専任で配置」とありますが、一人で複数の要件を満たせば、兼務できるとの理解でよろしいでしょうか。	「それぞれ専任で配置」と明記していますので兼務はできません。
2	入札説明書	競争参加資格等	7	I	8	(1)	3)	③	エ						「主任技術者又は管理技術者を当該工事に専任で配属できること」の内、当該工事とは改修工事期間中(平成17年10月～平成21年3月)と考えて宜しいでしょうか？	そのとおりです。
3	入札説明書	競争参加資格等	8	I	8	(1)	3)	④	イ						資格を有している証明をした者であることは、建築物環境衛生一般管理業登録証明書及び警備業法による認定証等のごとくでしょうか。	そのとおりです。
4	入札説明書	入札書及び入札提案書の提出方法等	12	I	14	(3)									入札価格に「施設費及び維持管理費の額に100分の5を加算した金額及び割賦金利」とありますが、100分の5は消費税及び地方消費税(以下合わせて消費税等とする。)をさすとの理解でよろしいでしょうか。 この場合、100分の5はあくまでも入札時点の消費税率であり、事業契約締結時に消費税率が変更になっていることがあるとすれば、契約金額には変更された税率が適用されると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
5	入札説明書	入札保証金及び契約保証金	13	I	15	(2)									履行保証保険契約となっていますが、これを公共工事標準請負契約書にある金融機関等(①銀行②契約担当が認める金融機関③前払保証会社)の保証でもこれに該当すると考えてよろしいでしょうか？ 該当しない場合は、該当しない理由をご指示下さい。	そのとおりです。
6	入札説明書	落札者の決定方法等	14	I	18										「予定価格の制限の範囲内であり提案について」と記述されておりますが、「予定価格の制限範囲内である提案について」という解釈でよろしいでしょうか？	そのとおりです。
7	入札説明書	建設工事にかかる工事保険	16	I	22	(2)		②							保険の対象に「本件施設の建設工事費」とありますが、事業契約書(案)別紙7にある「本件施設の改修工事」のほうが適切ではないでしょうか。	そのとおりです。
8	入札説明書	建設工事にかかる工事保険	16	I	22	(2)		④							保険金額(補償額)として、請負代金額とありますが、事業者から建設者に委託又は請負わせる契約金額との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
9	入札説明書	工事実施に関する事項	20	II	7	(3)									本施設に係る敷地の範囲を明示していただくことは出来ませんでしょうか。	【資料16】16-1図で、1点鎖線で囲まれた範囲とします。
10	要求水準書	施設の設計	2	II	1	(1)									施設の設計についての工程は、資料Bによる全体設計をH17年4月から9月までに行うと考えてよろしいですか。又、事前調査業務(現況敷地測量調査、埋蔵文化財調査、屋外排水含む)、工事開始までに必要な関連手続きもこの期間で行うと考えてよろしいですか。	そのとおりです。
11	要求水準書	施設の改修	2	II	1	(2)									施設の改修業務に電波障害調査が記入されていますが、今回の工事において必要でしょうか？また、調査工事を行い対策が必要となった場合の費用は別途と考えてよろしいでしょうか。	本事業において電波障害が発生しなかったことの確認のため、工事前及び工事後の調査を本事業内で行います。なお、障害が発生させる可能性の低い工法を選択するなどして障害の抑制に努めて下さい。電波障害対策は本事業外とします。
12	要求水準書	遵守すべき法規制等	2	II	2										今回の改修計画に付き、建物としてビル管理法の適用は、受けると考えてよろしいでしょうか。受ける場合、当該室に、中性能程度のフィルターが必要となります。ご指示下さい。	適用は監督官庁の判断によります。適用を受ける場合、ビル管理法及び事務所衛生基準規則で必要となる中性能フィルタは、一般空調条件では本事業の範囲外とします。
13	要求水準書	敷地条件	5	II	4			①							計画地については別添【資料1】参照とありますが、今回工事の明確な工事施工範囲としては、【資料16】外構範囲図のライン内と考えてよろしいでしょうか。	【資料16】16-1図で、1点鎖線で囲まれた範囲とします。
14	要求水準書	既存施設概要	5	II	5			①							現況建物全体及び各竣工年度ごとの建築面積、延床面積等、法的面積をご指示ください。	第1回質問回答別紙1を参照願います。
15	要求水準書	既存施設概要	5	II	5			④							「劣化状況調査報告書の見解に疑義がある場合は、事業者の判断により対応を行う」とあります。中性化の問題は無いと判断した場合、現状のまま対策をとらないことも可能でしょうか。	可能です。
16	要求水準書	景観や地域環境に配慮した施設づくり	7	III	1-1	(1)									事業建物の北側敷地で建設中の総合研究棟の計画概要、外観形状、色彩等の情報をご提示ください。	(農・生命)総合研究棟の外観は南側はタイル(茶色)張りアウトポール方式ベランダ付き、西側はタイル(白色)張りです。南側中央にスリットを設け大きく見えないような工夫をしています。
17	要求水準書	平面・動線計画	8	III	1-2	(3)									部屋割りには、遮音性能に配慮した間仕切り壁を設置するとありますが、遮音性能の仕様及び設置箇所を御指示ください。	乾式工法で間仕切られた壁とし、遮音性能は提案によります。設置箇所は各室間及び、室と共有部分を区切る箇所とします。
18	要求水準書	平面・動線計画	8	III	1-2	(3)									設備・備品等が無理なく納めるとありますが、納まらない場合はブロックプランの変更等は有り得るのでしょうか。	その部屋単位で納まりを検討し、ブロックプラン図の変更はしません。
19	要求水準書	平面・動線計画	8	III	1-2	(3)									特定防火設備の常時開放の適用については、面積区画・壁穴区画(PSを除く)のみと考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
20	要求水準書	断面計画	8	III	1-2	(4)									現状地下1階、地上5階建てであるが、最下階を地上扱いできる地盤高とし、地階に必要なスプリンクラー設備等を設置しないものとする。とありますが、今回の改修工事において地下、地上何階建に改修するのか、御指示ください。	計画通知上は地上6階建てです。
21	要求水準書	内装改修計画	8	III	1-2	(5)									内装改修計画について、外壁に面する断熱は硬質ウレタンフォームt=20程度と考え、発泡剤はHFC(ハイドロフルオロカーボン)の使用で宜しいでしょうか。又、上記ウレタンフォーム吹き付けとする場合、電線ケーブル接触部のエコーケーブルの使用は必須条件となりますでしょうか。	前半はそのとおりです。後半については、本事業で使用する電線類はすべてEM電線・EMケーブルとしますので、必須条件となります。
22	要求水準書	内装改修計画	8	III	1-2	(5)									採光に配慮した建具とはガラス窓付建具と理解してよろしいですか。	提案によるものとします。
23	要求水準書	内装改修計画	9	III	1-2	(5)									各棟西面、すべてのガラスについては西日対策を配慮するとは、ガラス面へのフィルム対策と考えてよろしいですか。	東棟はフィルム張り、他の棟は熱反ガラスへの入れ替えです。
24	要求水準書	屋上改修計画	9	III	1-2	(6)									屋上は利用可能な基礎及びハト小屋を除き全て撤去とあるが、階段・EVの撤去移設により不要となる塔屋についても撤去すると考えて良いか。また、階段配置替えによる屋上へのルート確保は必要ですか。必要な場合どの階段が必要かご指示ください。屋上防水改修については、工区に合わせない合理的な改修範囲を提案することは可能ですか。	階段・EVの撤去移設により不要となる塔屋についても撤去してください。また、階段配置替えによる屋上へのルートは確保してください。各工区毎に必ず屋上に通じる階段を確保し屋上のメンテナンスができるようにしてください。
25	要求水準書	屋上改修計画	9	III	1-2	(6)										

「京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業」入札説明書等に関する第1回質問回答一覧表

No	資料名	項目	該当箇所										質問	回答		
			頁	I	1	-1	1)	①	ア	(ア)	ア	(ア)				
26	要求水準書	外装改修計画	9	Ⅲ	1-2	(7)									外壁改修工事にあつては、劣化部分の全数を調査の上であります。調査期間はH17年4月から一回で全外壁を調査できるのですが、それとも各工期の外壁部分ごとに各工期の工事着手前に事前調査業務期間として調査可能なのでしょうか。資料D第21条3の内容では6ヶ月の工期内の工事に支障が出ると思われま	調査期間は提案により、各工期ごとに分割して調査することも可能です。ただし、全外壁を一度に調査するために外部足場を設置した場合は、調査終了後、外壁改修工事開始まで、足場を一旦撤去するものとします。外壁改修数量は着手前に明確にすることとします。
27	要求水準書	外装改修計画	9	Ⅲ	1-2	(7)									外壁改修工事費算出のための参考数量について、事前調査により数量が大幅に増えた場合、工事費は大学側の負担と考えてよろしいですか。資料D第28条によると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
28	要求水準書	外装改修計画	9	Ⅲ	1-2	(7)									アルミ製建具は、既存人研製水切までを含め撤去更新を行うとありますが、全面撤去でなくカバー工法等の提案は可能ですか。	カバー工法等の提案は可能です。
29	要求水準書	附帯設備	10	Ⅲ	1-2	(8)									附帯設備のブラインドの設置について、ブラインドボックスは必要でしょうか。	ブラインドボックスは必要です。
30	要求水準書	構造計画における基本的要件	10	Ⅲ	1-3										Is値は0.7以上確保することとありますが、qあるいはCtSdの目標値はあるでしょうか。	目標値はIs値=0.7以上のみとします。
31	要求水準書	構造計画における基本的要件	10	Ⅲ	1-3										「外壁面に耐震補強を設置する場合、窓を塞ぐ補強はさける」とありますが、ブレース形式の補強では不可ということでしょうか。	ブレース形式は不可とします。
32	要求水準書	構造計画における基本的要件	10	Ⅲ	1-3										鉄骨ブレースあるいはプレキャスト材のブレースが窓を横切る程度であれば、窓はふさがれていないと判断してよいでしょうか。	ブレース形式は不可とします。
33	要求水準書	構造計画における基本的要件	10	Ⅲ	1-3										「耐震補強は平面上、均等に配置し」とありますが、均等かどうかの判断基準はあるでしょうか。	均等の判断基準はありません。設計者の判断によることとします。
34	要求水準書	建築非構造部材の耐震安全性の確保	10	Ⅲ	1-3	(1)									耐震安全性の確保について、外回りの建具及びガラスについては、追従性能の確保とともに、二次災害の防止に配慮するとありますが、SDIについては耐震枠・網入ガラス、AWIについては網入ガラス設置程度と考えて宜しいでしょうか。	SDIについては耐震枠・ガラスの固定をシーリング、AWIについてはガラスの固定をシーリング程度とします。
35	要求水準書	電気設備における基本的要件	12	Ⅲ	1-4	(1)	(7)	③							実験装置・備品類の撤去は本工事より除く。とありますが、移設、保管、取り付け(据付、調整)まで、除くとしてよろしいか。御教示ください。	そのとおりです。
36	要求水準書	電気設備における基本的要件	13	Ⅲ	1-4	(1)	(7)	③							実験機器及び情報設備の停電時保障用UPS(大学負担の備品)とする。とありますが、小型携帯可能なUPSのごとくでしょうか。御教示ください。	通信機器室を除き小型UPSです。通信機器室は20kVA以下のUPSを想定しています。
37	要求水準書	電気設備における基本的要件	14	Ⅲ	1-4	(1)	(7)	③							それぞれの分電盤は電力量が計量できる計測装置のスペースを見込み、将来対応の計量システムに接続して電力量を伝送できるよう対応を行う。とありますが、配管配線工事は、今回工事範囲外としてよろしいか。御教示ください。	配線工事は本事業外としますが、分電盤から廊下ケーブルラック等までの配線ルート確保は本事業とします。
38	要求水準書	電気設備における基本的要件	16	Ⅲ	1-4	(1)	(7)	③							既設照明器具の再利用及び清掃後引渡し後の判定基準の詳細を御教示ください。また、蛍光灯、電球については全て引き渡しとしてよろしいか。御教示ください。	Hf照明器具で現に点灯し、目視にて外観に損傷が見受けられない器具とします。なお、器具の再利用は、居室の用途に適した機種とし、同一居室内で新品と混在しないこととし、その他は提案とします。また、ランプは蛍光灯及び水銀ランプのみ引き渡しとします。
39	要求水準書	電気設備における基本的要件	16	Ⅲ	1-4	(1)	(7)	③							既設Hf照明器具のうち、居室等に再利用できる器具は使用可とありますが、具体的にこのエリアの器具は再使用する、等の基準があればご指示ください。	No.38の回答を参照願います。
40	要求水準書	電気設備における基本的要件	17	Ⅲ	1-4	(1)	(7)	③							PHSアンテナ用の配線も電話用端子盤からの統合配線対応としておけばよろしいのでしょうか。御教示下さい。	そのとおりです。
41	要求水準書	電気設備における基本的要件	17	Ⅲ	1-4	(1)	(7)	③							情報設備において、既設光ケーブルとしてKUINS-2用とKUINS-3用があると思いますが、KUINS-2用光ケーブルは、現在も使用中でしょうか。御教示下さい。	使用しています。
42	要求水準書	電気設備における基本的要件	18	Ⅲ	1-4	(1)	(7)	③							情報設備の主要装置、ネットワークの運用管理用のUPSは事業者負担工事としてよろしいか。御教示ください。	UPSを含めてLAN機器は本事業外とします。
43	要求水準書	電気設備における基本的要件	18	Ⅲ	1-4	(1)	(7)	③							UHF、VHF、BS、CS各種テレビを設置しとありますが、本数と種類について御教示ください。	【資料9】のTV共聴用端子の要求を満たせば、アンテナの設置は提案とします。ただし、管理上からアンテナは屋上とし改修ブロック数を超えるアンテナ群の設置は行わないこととします。
44	要求水準書	電気設備における基本的要件	19	Ⅲ	1-4	(1)	(7)	③							(サ)テレビ電波障害対策設備・工事着手前に調査を行う、とありますが、調査は事業範囲、対策工事は事業範囲外、と考えてよろしいでしょうか。	No.11の回答を参照願います。
45	要求水準書	電気設備における基本的要件	19	Ⅲ	1-4	(1)	(7)	③							外部との出入り口のカードロック装置は後述されているセキュリティ設備と同一のものでしょうか。	そのとおりです。
46	要求水準書	電気設備における基本的要件	19	Ⅲ	1-4	(1)	(7)	③							外部との出入り口としか記載されておりませんが、1-2階の外部に面した侵入可能な窓等の防犯は、独自に提案しても宜しいのでしょうか。	外部に面した窓のセキュリティは本事業では想定していません。
47	要求水準書	電気設備における基本的要件	20	Ⅲ	1-4	(1)	(7)	③							現在工事中の「総合研究棟(農・生命)」の火災移報についても防災監視室に表示する、とありますが、総合研究棟(農・生命)から防災監視室までの配管配線は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	総合研究棟(農・生命)工事に既設火報受信機まで移報を行います。既設火報受信機からの配管・配線の変更は、その他の建物と同様に本事業で行うこととします。
48	要求水準書	電気設備における基本的要件	21	Ⅲ	1-4	(1)	(7)	③							職員証及び学生証で対応可能な入室コントローラー及び出入記録機能のシステムを大学で行うと言うのは、本事業の対象外であり、システム設計・施工・維持管理・LC Cへの組み込みを一切行わなくて良いという事でしょうか。	本件のシステムは大学で行いますが、建物と一体となって機能する設備であり、構築に至る打ち合わせ及び施工上の助言などは本事業とします。
49	要求水準書	電気設備における基本的要件	21	Ⅲ	1-4	(1)	(7)	③							電気室搬入扉は室内廊下側に設置ですが、それともドライエリア側外壁に設置でしょうか。	中継所機能を持つ電気室はドライエリア側とします。なお、その他の電気室は提案によるものとします。
50	要求水準書	電気設備における基本的要件	21	Ⅲ	1-4	(1)	(7)	③							EPSの計画は【資料10】PS計画図を参考とし、とありますが、参考ということは、PS計画図以外の場所にEPSを設ける等、位置変更の提案をしてもよいとの解釈でよろしいでしょうか。	基本的な考え方は要求水準書資料編【資料10】PS計画図により。ただし、納まりによるサイズや軽微な位置変更は可能とします。
51	要求水準書	機械設備における基本的要件	22	Ⅲ	1-4	(2)	(7)	③							今回の工事で給水、都市ガス、He回収等の計量は現地とし、集中検針は今回工事範囲外としてよろしいか。御教示ください。	現地計量とします。各種メーターはバルス発信式とし、廊下ケーブルラック等までの配線ルート確保は本事業とします。なお、使用者負担を前提とした集中検針設備は本事業外とします。

「京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業」入札説明書等に関する第1回質問回答一覧表

No	資料名	項目	該当箇所										質問	回答			
			頁	I	1	-1	1)	①	ア	(ア)	ア	(ア)					
52	要求水準書	機械設備における基本的要件	22	Ⅲ	1-4	(2)	(7)									給水、都市ガス等の計量をエリア毎に必要なに応じて設置する記述がありますが、目安となる区分数があればご指示下さい。(階平均のエリア数や、判別できる基準等)	各階の各工区毎を概ね2エリアに分けた範囲を計量範囲と想定します。それ以外は事業者の提案によるものとします。
53	要求水準書	機械設備における基本的要件	22	Ⅲ	1-4	(2)	(7)									設備機器において耐用年数に達していない一部の機器の再使用が可能との記述がありますが、再使用に際し、設備機器は、既存で使用していた部門にて再使用と考えますか。それとも、既存使用エリアの制約は無いと考えてよろしいでしょうか。ご指示下さい。	既存使用エリアでの再使用という制約はありません。再使用品する場合、使用者側に不公平が無いように配置することとします。
54	要求水準書	機械設備における基本的要件	22	Ⅲ	1-4	(2)	(7)									設備機器において耐用年数に達していない一部の機器の再使用が可能との記述がありますが、再使用に至る機器の一時撤去、清掃は、一切別途と考えてよろしいでしょうか。	一時撤去、清掃、再取付は本事業の範囲とします。
55	要求水準書	機械設備における基本的要件	22	Ⅲ	1-4	(2)	(7)									耐用年数に達していない一部の機器・器具類は再使用しても良い、とありますが、具体的にこの機器・器具は再使用とする、等の基準があればご指示ください。	事業者が現地調査を行い、法定耐用年数及び使用状況を踏まえ総合的に判断するが、事業者により再使用機器の性能、機能の経年変化等を充分検討し決定することとします。
56	要求水準書	機械設備における基本的要件	22	Ⅲ	1-4	(2)	(4)									給水方式の記述で、4階までを直圧方式にて供給する記述がありますが、ここで表される階数は、改修後(地下1階、地上5階→地上6階に改修)の階と考えるのでしょうか。それとも、既存の階表示と考えるのでしょうか。ご指示下さい。	既存の階表示(地下1階、地上5階)で考えてください。
57	要求水準書	機械設備における基本的要件	23	Ⅲ	1-4	(2)	(7)									室外機は、耐震改修の形態によりバルコニー的な設置場所が設けられる場合は適宜設置するという提案は可能ですか。	提案は可能です。メンテナンスを考慮することとします。
58	要求水準書	機械設備における基本的要件	23	Ⅲ	1-4	(2)	(7)									空調室外機は屋上に設置することを基本とする、とありますが、基本ということは、屋上以外の場所で計画することも可能と判断してよろしいでしょうか。	基本的に空調室外機は屋上設置としますが、周辺環境及び美観対策を大学と協議の上、屋上以外の場所に計画することは可能です。
59	要求水準書	機械設備における基本的要件	24	Ⅲ	1-4	(2)	(3)									昇降機設備について、身障者用EVIは【資料17】共用部分基本図に基づき11人乗り2台のみ設置と考えて宜しいでしょうか。	【資料17】に示す台数・設置場所は必要最低限の水準です。建物外からのアクセスを考慮し、身障者対応台数を増やす提案は可能です。
60	要求水準書	機械設備における基本的要件	24	Ⅲ	1-4	(2)	(3)									人荷用を除く乗用EVのEVピット・EVシャフトは既存利用でしょうか。又、既存利用の場合、出入り口方向は現況と同じで宜しいでしょうか。	人荷用EVを除き既存EVシャフトの再利用は可能です。ただし、現行法規を遵守し、構造基準に適合することとします。出入り口方向は、建物平面計画と整合させるものとします。
61	要求水準書	機械設備における基本的要件	24	Ⅲ	1-4	(2)	(3)									EVIについて、乗用11人乗りと乗用9人乗りの配置区別について御教示ください。	中央棟北側の1基を乗用9人乗りとします。
62	要求水準書	機械設備における基本的要件	24	Ⅲ	1-4	(2)	(3)									一般人荷用30人乗りEVも機械室レス方式で宜しいでしょうか。	よろしいです。
63	要求水準書	機械設備における基本的要件	24	Ⅲ	1-4	(2)	(3)									人荷用EVのEVピットが基礎フーチングに抵触しますが、フーチング一部撤去も含めて構造的に処置を行うのでしょうか。	EVピットは、フーチング撤去も含めて構造的に処置を行うこととします。
64	要求水準書	機械設備における基本的要件	24	Ⅲ	1-4	(2)	(3)									小荷物搬送機について、NO.1(中央書庫)は現況小荷物搬送機のピット及びシャフトは利用可能でしょうか。	室内レイアウト及び小荷物搬送機の配置計画は事業者の提案によるものとします。既存シャフト等が利用可能かは、事業者の判断によるものとします。
65	要求水準書	機械設備における基本的要件	24	Ⅲ	1-4	(2)	(3)									小荷物搬送機NO.2(書庫)のピット等取り合いの検討の為、S59以降の構造図を御提示ください。	ODにて配布しました「建設時設計図面等」を参照して下さい。
66	要求水準書	機械設備における基本的要件	24	Ⅲ	1-4	(2)	(3)									屋上階のEVの停止は必要でしょうか。御教示ください。	EVの屋上階停止は不要です。
67	要求水準書	機械設備における基本的要件	25	Ⅲ	1-4	(2)	(4)									実験室を除く各室の機器等から発生する騒音を充分配慮して室内許容値をNC-40以下かつ45ホン(A)以下とするとありますが、機器等とは本工事で設置する機器と考えて宜しいでしょうか。又、別途工事のAV機器等も考慮する場合は機種等を御指示ください。	本事業で設置する聞き及び【別表3】記載のAV機器です。大学が設置するAV機器の機種は一般的なものとします。なお、AV機器類の配管類(ボックス類を含む)は本事業とします。(詳細は【別表3】を参考願います。)
68	要求水準書	機械設備における基本的要件	25	Ⅲ	1-4	(2)	(4)									”ドラフトチャンバー等の排気系統には必要に応じてスクラバー、除塵装置等の必要な除害装置を盛り込む”とありますが、除塵装置、スクラバーは、別置屋上設置と考えますか。それとも、ドラフトチャンバー本体付属設置としますか。ご指示下さい。	基本的にはドラフトチャンバーに付帯した屋内設置と考えますが、部屋のレイアウトを考慮し事業者が提案するものとします。
69	要求水準書	機械設備における基本的要件	25	Ⅲ	1-4	(2)	(4)									中庭の既存地下式危険物貯蔵タンクの処分につきまして、処分は、外構計画に関係無ければ、タンク内に砂充填による処分と考えてよろしいでしょうか。それとも、タンク、躯体とも撤去処分が必要ですか。ご指示下さい。	外構計画に影響が無き場合は、タンク内に砂充填等による適切処分でよろしいです。
70	要求水準書	機械設備における基本的要件	25	Ⅲ	1-4	(2)	(4)									”省エネルギー計算書を作成する事”との記述がありますが、これは、PAL・CEC計算書の事と考え、落札後の実施設計時の項目と考えてよろしいでしょうか。(PAL・CECは、実施設計図が必要な為)	そのとおりです。ただし、提案書では考え方、概算による目標値を記載して下さい。
71	要求水準書	機械設備における基本的要件	25	Ⅲ	1-4	(2)	(4)									パイプスペース(PS)の計画は【資料10】PS計画図を参考とし、とありますが、参考ということは、PS計画図以外の場所にPSを設ける等、位置変更の提案を行ってもよいとの解釈でよろしいでしょうか。	No.50の回答を参照願います。
72	要求水準書	植栽	26	Ⅲ	1-5	(3)										建屋外周における山留め工事や、耐震補強工事において大型掘重機の寄付が必要で、周囲の植栽には大木が多く、移設・復旧が困難であるため、伐採後、新規植栽となりますが、植込場所が縮小し新規植栽本数が減少する場合も考えられますがよろしいでしょうか。	植込場所が縮小する場合は、大学と協議の上、最終決定することとします。
73	要求水準書	植栽	26	Ⅲ	1-5	(3)										耐震補強工事により外周部の基礎工事の補強等が発生すること、また、地下1階を地上1階扱いとするため建物周囲の地盤レベルの変更が必要なことから建物外周に近接する樹木の現場復旧が困難と思われるが、資料16の外構範囲図内で植栽可能な場所への新設樹木による緑化努力でよろしいでしょうか。	よろしいです。
74	要求水準書	植栽	26	Ⅲ	1-5	(3)										耐震補強の構造物により、伐採せざるをえない植栽は、代替地がない為、現状復旧をしながらよいものと考えてよろしいでしょうか。	高木で移植可能なものは構内で仮植後現状復旧とします。
75	要求水準書	エントランス	27	Ⅲ	2-2	(1)										電気錠を取り付ける外部扉は、資料17に記載の扉のみと考えてよろしいですか。	そのとおりです。

「京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業」入札説明書等に関する第1回質問回答一覧表

No	資料名	項目	該当箇所										質問	回答		
			頁	I	1	-1	1)	①	ア	(ア)	ア	(ア)				
76	要求水準書	廊下	27	Ⅲ	2-2	(3)									廊下の幅は現状通りであるが、別配布資料のレイアウト寸法を確保することが困難な場合、廊下幅の変更等は認められるのでしょうか。また、別表1に記載されている室面積との関係はどうなるのでしょうか。	前半については、No.18及びNo.201の回答を参照願います。後半については、室面積はおおよその数値であり、壁位置や耐震補強等による若干の増減は可能です。
77	要求水準書	廊下	27	Ⅲ	2-2	(3)									廊下の天井について、全ての階について直天井で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
78	要求水準書	階段	27	Ⅲ	2-2	(5)									階段について、ハートビル法の利用円滑化誘導基準(踏面・蹴上・階段幅等)を全ての階段に満足する必要がありますか。	全ての階段にハートビル法の利用円滑化誘導基準(踏面・蹴上・階段幅等)を適用してください。
79	要求水準書	便所	28	Ⅲ	2-2	(6)									便所についてトイレはユニット式とするがありますが、ライニングのみをユニットとすれば宜しいでしょうか。	ライニングのみのユニット化でよろしいです。
80	要求水準書	便所	28	Ⅲ	2-2	(6)									便所の床防水について、無機質系塗膜防水程度と考えて宜しいでしょうか。又防水保証は必要でしょうか。	乾式便所とし、床防水は無機質系塗膜防水程度とします。防水保証は必要としません。
81	要求水準書	便所	28	Ⅲ	2-2	(6)									女子トイレのブースについて、天井との隙間から覗けない処置はブース間のみと考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
82	要求水準書	非常用シャワー	28	Ⅲ	2-2	(8)									非常用シャワーは非常時のみの使用と考えてよろしいでしょうか。また更衣室は併設する必要があるのでしょうか。「男子・女子を併設した個所については男子便所側のみとする」とはどう言う意味でしょうか。	非常用シャワーは薬品等を溶びた場合の緊急シャワーであり、更衣室の併設は要しません。基本的に非常用シャワーは廊下等の共用部分に設けることとします。便所設置の場合、男子便所、女子便所が併設していれば、非常事態を周囲に知らせる工夫を施し男子便所側の洗面部分に設置とします。
83	要求水準書	非常用シャワー	28	Ⅲ	2-2	(8)									非常用シャワーの設置について、ブロックプラン図に表記されている各階のどの便所内に設置するのですか。御教示ください。	No.82の回答を参照願います。
84	要求水準書	屋上利用	28	Ⅲ	2-2	(10)									【資料2-1】棟配置図は、【資料1】北部団地配置図の1-2 棟配置図を指すのではないかと懸念いたします。	【資料2-1】棟配置図は【資料1】北部団地配置図の1-2棟配置図に訂正します。
85	要求水準書	屋上利用	28	Ⅲ	2-2	(10)									【資料2-1】棟配置図参照の資料はどの資料を指しますか。御教示ください。	No.84の回答を参照願います。
86	要求水準書	屋上利用	28	Ⅲ	2-2	(10)									中央棟の屋上緑化についての範囲を御教示ください。又、屋上への出入は書庫から行うのでしょうか。併せて御教示ください。	屋上緑化の範囲は【資料1】北部団地配置図の1-2棟配置図のハッチ部分全体とします。又、屋上への出入は提案によるものとします。
87	要求水準書	共用スペースの要求水準	28	Ⅲ	2-2										建屋に面積増や荷重増があっても、計画通知において現行建築基準法に基づくチェックを受けることは無いと考えてよいのでしょうか。	改修工事として計画通知を提出します。現行建築基準法等の適用をうけます。
88	要求水準書	専用スペースの要求水準	29	Ⅲ	2-3										教官研究室・共同利用室の資料18プロット図の各部屋が標準仕様タイプA、Bのどれにあたるかご教示ください。	タイプA、Bの違いはPSがある場合、無い場合を示しており、部屋の仕様には相違はありません。【資料18】により判断して下さい。
89	要求水準書	埋蔵文化財調査	30	Ⅲ	3-1	(2)									埋蔵文化財について今回工事範囲内の内、すでに調査済みの範囲(現況建物、ドライエリア、法面、スロープ、階段等)をご教示ください。	調査済みの範囲は現況の建物、ドライエリア、法面、スロープ、階段等掘削を伴う部分です。
90	要求水準書	埋蔵文化財調査	30	Ⅲ	3-1	(2)									埋蔵文化財調査は各工期ごとに行うのですが、工期をまとめて行うことは可能ですか。既存植栽の撤去も合わせてのことになりますかどのようなお考えでしょうか。ご教示下さい。	提案によるものとします。
91	要求水準書	埋蔵文化財調査	30	Ⅲ	3-1	(2)									「地中工事が発生する場合は、埋文調査を実施」とあります。各工区とも6ヶ月に限定された短工期での施工となる為、当該工区の工事開始前には調査が完了しているという考えでよろしいでしょうか。	工法等提案により、埋文調査範囲は変化するため、提案によるものとします。
92	要求水準書	埋蔵文化財調査	30	Ⅲ	3-1	(2)									過去に数期に分けて行われた農学部総合館の建設工事の際にも埋文調査が行われたと思いますが、今回の工事において調査を行う範囲は、それ以外の部分と考えてよろしいでしょうか。また、調査は事業者負担であるため、調査不要範囲がわかる資料をご提示願います。	本字業にて調査を行う範囲は、既存建物建設時に埋文調査を行った範囲外とする。調査済みの範囲は、No.89の回答を参照願います。
93	要求水準書	埋蔵文化財調査	30	Ⅲ	3-1	(2)									埋文調査の予定期間超過、または、重要な遺物が発見された場合等、工事期間に影響を与えることも予想されますが、その場合、建物使用者の避難ルートを確認したうえで他の工区とラップ作業を行うことで全体工期の遅延を解消することは可能でしょうか。	移行計画に支障が出ますので、2つの工区をラップして工事を行うことによる工事の遅延の解消はできません。
94	要求水準書	埋蔵文化財調査	30	Ⅲ	3-1	(2)									埋文調査の結果、事業の全体スケジュールに影響を及ぼすような事態が発生した場合のリスク負担は大学側と考えてよろしいでしょうか。またその場合、どのような措置をとられるお考えでしょうか。ご教示願います。	【資料4】等の資料から合理的に予想される埋蔵文化財調査費用及び損害は、事業者の負担としますが、調査の結果、合理的に予想可能な増加費用及び損害が発生した場合は、その増加分は大学の負担とします。ただし、増加費用及び損害が、事業者の調査の不備又は誤謬に起因する場合は、事業者がこれを負担するものとします。改修工事完了の合理的に予想可能な遅延は、契約書(案)第21条第2項により事業者の責めに帰すべき事由による工期の変更とみなしますが、調査の結果、改修工事完了の合理的に予想可能な遅延が発生した場合は、その増加分は、大学の責めに帰すべき事由による工期の変更とみなします。ただし、その改修工事完了の遅延が事業者の調査の不備又は誤謬に起因する場合は、事業者の責めに帰すべき事由による工期の変更とみなします。
95	要求水準書	関係法令対応	30	Ⅲ	3-1	(3)									各工区ごとに計画通知を申請するのは、H16年6月公布の改正建築法の増改築時における建築基準の適用の合理化に沿った計画を行うと解釈してよろしいですか。各工区ごとに申請、検査を受け、次の工区に進むと考えてよろしいですか。	そのとおりです。
96	要求水準書	関係法令対応	30	Ⅲ	3-1	(3)									改修中における2方向避難を確保する為の仮設階段の取り付け等がある場合、各工区の基本工期6ヶ月とは別に着工前に準備工事期間として考慮してよろしいですか。	大学の研究、実験等に支障が無いようであれば考慮してよろしいです。
97	要求水準書	設計変更対応	30	Ⅲ	3-1	(4)									実施設計完了後の、大学様側要望の設計変更業務は、本事業範囲とする文面がありますが、変更設計に発生した費用は、別途精算頂けると考えてよろしいでしょうか。	ここに記載している設計変更対応とは実施設計の最終確認業務であり、この時点では大きな変更は生じないものと認識しますので、本事業の業務としてあります。したがって、別途精算することはありません。ただし、着しい変更が生じ、合理的に予想可能な設計変更業務が発生した場合は、契約書(案)第14条第1項及び同条第2項によるものとします。

「京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業」入札説明書等に関する第1回質問回答一覧表

No	資料名	項目	該当箇所										質問	回答			
			頁	I	1	-1	1)	①	ア	(ア)	ア	(ア)					
98	要求水準書	設計変更対応	30	Ⅲ	3-1	(4)										著しい工事金額の増減となる設計変更においても、本工事の業務として考えるのでしょうか。	No.97の回答を参照願います。
99	要求水準書	業務全般	31	Ⅲ	3-3	(1)										事業者が設置する什器・備品については、所定の位置に搬入・設置する。搬入・設置に当たっては、大学と事前に十分協議を行い実施する。とありますが、什器・備品とは【別表3】を指しますか。また、大学負担及び事業者負担の区別を御教示ください。	【別表3】は各部屋に設置される備品、什器の参考です。什器・備品については、事業者負担範囲は【資料11】【資料14】【別表1】【別表2】等によります。【別表3】の物品リストは当該室の収容予定の全体的な機器を示しています。
100	要求水準書	工事工程	31	Ⅲ	3-3	(3)										「内部の工事範囲については【資料14】移行計画図に示すように…」とありますが【資料19】と訂正してよろしいでしょうか。	【資料14】移行計画図は【資料19】移行計画図に訂正します。
101	要求水準書	工事工程	31	Ⅲ	3-3	(3)										【資料14】移行計画図とあるのは【資料19】の誤りではないかと思慮いたします。	No.100の回答を参照願います。
102	要求水準書	工事工程	31	Ⅲ	3-3	(3)										内部の工事範囲については移行計画図に示すように、とありますが、工区割り並びに移行順序について、変更提案は可能でしょうか。	移行計画に基づき部屋の明け渡し等を決めていますので変更できません。
103	要求水準書	工事工程	31	Ⅲ	3-3	(3)										工事期間に「移行に必要な期間は含まない」とありますが、全体の工事スケジュールを作成するにあたり、各工区の移行予定期間が必要となります。ご提示願います。	第1期工事着工前2ヶ月と第1～6期の各工事完了後1ヶ月間とします。
104	要求水準書	工事工程	32	Ⅲ	3-3	(3)										「事業者は、大学の移行計画によって、改修工事開始時期が遅延しないよう事前に大学と十分調整を行う。」ありますが、この場合、大学の移行計画及び実行に係る責任者はどなたになるのでしょうか。	農学研究科等事務部が担当します。
105	要求水準書	工事工程	32	Ⅲ	3-3	(3)										「外装改修工事の工区設定については、内装改修工程にあわせる」とありますが、山留め工事については、各工区毎に重機やプラントを搬入し施工すると不経済となるため、2工区まとめて施工するというような方法は可能でしょうか。	提案により、外装改修工事を2工区まとめて施工することも可能です。
106	要求水準書	工事工程	32	Ⅲ	3-3	(3)										植栽伐採工事についても各工区毎の分割施工が必要でしょうか。大型の重機を搬入・据付するにあたり必要な範囲は他の工区であっても伐採する必要がありますので分割施工できない範囲があると考えられます。	提案により、植栽伐採工事を各工区毎に分割施工することが可能です。
107	要求水準書	工事工程	32	Ⅲ	3-3	(3)										作業時間について、「大学が指定する日についても工事は行わない」とありますが、全体の工事スケジュールを作成するにあたり、本工事期間内における作業不能日を指示願います。	工事期間が長期にわたるため今の時点では指示できませんが、京都大学のホームページに記載されているアカデミックカレンダーを参考にしてください。
108	要求水準書	住民対応	32	Ⅲ	3-3	(4)										住民対応において、工事中の騒音・振動測定については、特に大学からの指示はないということよろしいでしょうか。	そのとおりです。
109	要求水準書	住民対応	32	Ⅲ	3-3	(4)										【資料15】騒音測定配置図は、【資料20】騒音測定配置図と考えてよろしいでしょうか。	【資料15】騒音測定配置図は【資料20】騒音測定配置図に訂正します。
110	要求水準書	住民対応	32	Ⅲ	3-3	(4)										住民対応において、「事業者は工事着手前と工事完了後、【資料15】騒音測定配置図に示す位置において24時間の騒音測定…」とありますが【資料20】と訂正してよろしいでしょうか。	No.109の回答を参照願います。
111	要求水準書	住民対応	32	Ⅲ	3-3	(4)										【資料15】騒音測定配置図とあるのは【資料20】の誤りではないかと思慮いたします。	No.109の回答を参照願います。
112	要求水準書	安全対策	32	Ⅲ	3-3	(6)										【資料16】工事車輛ルート図は、【資料21】工事車輛ルート図と考えてよろしいでしょうか。	【資料16】工事車輛ルート図は【資料21】工事車輛ルート図に訂正します。
113	要求水準書	安全対策	32	Ⅲ	3-3	(6)										安全対策において「工事車両の通行については、【資料16】…」とありますが、【資料21】と訂正してよろしいでしょうか。	No.112の回答を参照願います。
114	要求水準書	安全対策	32	Ⅲ	3-3	(6)										【資料16】工事車両ルート図とあるのは【資料21】の誤りではないかと思慮いたします。	No.112の回答を参照願います。
115	要求水準書	廃棄物の処理	33	Ⅲ	3-3	(8)										既設撤去資材の廃棄物の処理について、有価材の処分方法について、御教示下さい。(電線、ケーブル、SUS管等)	有価材は調書を添えて大学の廃材保管場所に搬入とします。その他は構外処分とします。
116	要求水準書	改修工事の確認	33	Ⅲ	3-3	(9)										改修工事期間中に、大学稼働から不測の事態により工事内容に変更が生じ、何らかの費用が発生した場合は、別途精算頂けると考えてよろしいでしょうか。	不測の事態に内容によります。
117	要求水準書	事業者の業務の種別	34	Ⅳ	2-1											警備業務は含まないのでしょうか。(要求水準書案では記述あり)	含みません。
118	要求水準書	業務実施の考え方	34	Ⅳ	2-3											維持管理業務(特に設備の運転監視、日常清掃業務などに着目して)は、土日祝日も関係無しに365日行うべきものか、あるいは要求水準を満たせば事業者の判断によるものかをご教示願います。	設備の運転監視や日常清掃業務の詳細は事業者の提案によります。要求水準書の内容を満足するよう提案して下さい。
119	要求水準書	用語の定義	35	Ⅳ	2-4						②					消耗品又は材料の取替、注油等の負担はどちらになるのでしょうか。また、蛍光灯及び電球等の負担もどちらになるのでしょうか。	要求水準書に記載されている「衛生消耗品」「照明器具の管球」以外は事業者負担とします。
120	要求水準書	非常時・災害時の対応	35	Ⅳ	2-6						①					「本施設と協議し、」とあるのは、「大学と協議し、」など、何らかの誤りではないでしょうか。	「本施設と協議し、」は「大学と協議し、」に訂正します。
121	要求水準書	要求水準	36	Ⅳ	3-3						②					要求水準のうち「ひび割れの無いこと」とは、有害なひび割れが無いことと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
122	要求水準書	業務の実施	37	Ⅳ	4-2											設備点検で室内(実験室)の湯沸機器の点検は対象外でしょうか。	本事業の対象です。
123	要求水準書	業務の実施	37	Ⅳ	4-2											設備業務で、蛍光灯取替は共用部のみでしょうか。	研究室、実験室も含め全体です。
124	要求水準書	業務の実施	37	Ⅳ	4-2											実験用排水ピットの清掃は、大学側でされるのでしょうか。又、危険物対象でしょうか。	本事業建物の実験用排水ピットは良好な状態に維持してください。本事業で設けたPH計等の清掃、公正、モニタ槽のサンプリングは大学で行います。流入する排水は、実験器具等の洗浄水です。したがって、一般の汚水槽と同程度の扱いでよろしいです。
125	要求水準書	日常清掃・定期清掃	39	Ⅳ	6-4	6-5										清掃業務のガラス、害虫駆除等は共用区域の範囲と考えてよろしいのでしょうか。	清掃業務についてはそのとおりですが、害虫駆除は本事業に含みません。
126	要求水準書	定期清掃	39	Ⅳ	6-5											ねずみ害虫駆除は含まれないのでしょうか。(要求水準書案では記述あり)	含みません。

「京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業」 入札説明書等に関する第1回質問回答一覧表

No	資料名	項目	該当箇所											質問	回答		
			頁	I	1	-1	1)	①	ア	(ア)	ア	(ア)					
127	要求水準書	外構清掃	40	IV	6-6											【資料12】外構範囲図とあるのは【資料16】の誤りではないかと思慮いたします。	【資料12】外構範囲図は【資料16】外構範囲図に訂正します。
128	要求水準書	外構清掃	40	IV	6-6											外構清掃範囲は【資料12】外構範囲図に明示する」とありますが、【資料16】と訂正してよろしいでしょうか。	No.127の回答を参照願います。
129	要求水準書	用語の定義	41	IV	6-10											購入は大学で行うとは、大学が負担することでしょうか。	そのとおりです。
130	要求水準書資料編	【資料2】設備系統(インフラ)現況図	2-1 ~ 2-3													インフラ現況図2-1(排水)、2-2(給水)、2-3(ガス)の敷地メイン配管と、対象建物との離隔距離をご指示下さい。(建築耐震改修における掘削範囲が、メイン配管に支障を与えるかの検討が必要の為)	離隔距離はインフラ現況図より判読してください。
131	要求水準書資料編	【資料2】設備系統(インフラ)現況図	2-1 ~ 2-3													上記質疑回答により、メインインフラ配管の盛り換えが必要となった場合、盛り換えに際し工事中のメイン配管供給の停止は可能でしょうか(他既存建物へ供給が一時的に不能となる場合)。ご指示下さい。	供給停止範囲、期間を大学と協議の上、一時的な供給停止も可能です。
132	要求水準書資料編	【資料2】設備系統(インフラ)現況図	2-1													北部構内配置図(排水)におきまして、既存排水樹、配管の管底レベルをご指示下さい。(記載されている物以外)	記載されているもののみとします。他の部分は事業者が行う現地調査にて確認することとします。
133	要求水準書資料編	【資料2】設備系統(インフラ)現況図														各種インフラ設備(配管・ケーブル)と今回計画建屋との離隔距離をご指示ください。	No.130の回答を参照願います。
134	要求水準書資料編	【資料3】地盤状況の参考図	2													本事業建物の1FLとTBMのレベル関係を教えてください。	TBM=1FL+1287
135	要求水準書資料編	【資料3】地盤状況の参考図	2													Depは何を示す記号ですか。	Depは無視してください。
136	要求水準書資料編	【資料5】ブロックプラン図														ブロックプラン図で玄関、ホール廻りが白抜きとなっておりますが、入札者の提案で改修すると考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
137	要求水準書資料編	【資料5】ブロックプラン図														ブロックプラン図(地下1階平面図)に便所の表記がありません。設置位置を御教示ください。	平面計画上、既存の階表現における地階部分に便所は設置しません。
138	要求水準書資料編	【資料5】ブロックプラン図														ブロックプラン図(中央棟)で9A通りに柱表記がありませんが、既設柱は存在すると考えて宜しいでしょうか。	現状では柱はありません。
139	要求水準書資料編	【資料6】レベル調査書														【資料5】ブロックプラン図によると中央棟西側の既設屋外階段(RO)が記載されていないのは撤去すると理解して良いか。また、地下ドライエリアに至る階段についても撤去するか。	提案によるものとします。
140	要求水準書資料編	【資料6】レベル調査書														地盤レベルとして示されているポイント高さはドライエリアの立ち上がり壁の天端ですか、それともドライエリア床天端ですか。	地盤レベルとして示されているポイント高さはドライエリアの立ち上がり壁の天端です。
141	要求水準書資料編	【資料7】部分改修範囲図														東棟各階の部分改修について、2階-N通りの21通り~22通り間の壁が撤去されていますが耐力壁ではないのでしょうか。御教示ください。又、東棟の改修範囲は耐震改修を除き、他は他棟と同様と考えて宜しいでしょうか。	2階-N通りの21通り~22通り間の壁は撤去します。耐力壁は他の部分で確保することとします。又、東棟の改修範囲は耐震改修・外壁仕上げ改修を除き、他は他棟と同様です。
142	要求水準書資料編	【資料7】部分改修範囲図														東棟各階の部分改修の意図がわかりません。アルミ建具は撤去ではなく改修に留め、天井については必要な改修に留めるという意味でしょうか。(改修プランによって間仕切り、仕上等の改修は不可避と考えられます)	東棟各階は部屋の使用変更に伴う改修とします。アルミ建具は撤去ではなく改修に留め、天井については間仕切り及び設備変更に必要な改修に留め塗装仕上げとします。
143	要求水準書資料編	【資料10】PS計画図														内部にPSを設置する計画とされていますが、屋上の改修範囲が大きくなる上、将来的な対応も考慮して外周部の耐震補強とからめた外部シャフトの提案は可能でしょうか。	外周部の耐震補強とからめた外部シャフトの提案は、採光や天井高さなどの居住性を大きく損なわないのであれば可能です。
144	要求水準書資料編	【資料10】PS計画図														PS計画図(5階)N501講義室13の廊下部にPS表記がありますが、不要と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
145	要求水準書資料編	【資料11】特殊設備付帯設備・洗面化粧台リスト														【資料11】特殊設備付帯設備・洗面化粧台リストに記載されている設備の中に、大学側備品工事のものは存在せず、全て事業範囲と考えてよろしいでしょうか。(【別表3】の備品と重複している場合の考え方の整理)	【資料11】特殊設備付帯設備は全て本事業で整備とします。【別表3】は当該室の収容予定の主な機器を示しておりますので、本事業外の備品を示す資料ではありません。したがって、重複している場合もあります。なお、【資料11】のB102"ドラフトチャンバー"の備考欄の「既存設備を利用」、D303"ドラフトチャンバー(過塩素酸対応)の備考欄「既設利用可?」、D414"ドラフトチャンバー(ウォークイン)の備考欄の「移設」の文字は削除します。
146	要求水準書資料編	【資料11】特殊設備付帯設備・洗面化粧台リスト														表中のドラフトチャンパーに関して、既存調査資料中、再使用可能分との室番号がリンクしませんが、再利用品に関し、室指定の制約が無いものと考えてよろしいでしょうか。	再使用に関し、室指定の制約はありません。再使用する場合、使用者側に不公平が無いように配置することとします。
147	要求水準書資料編	【資料11】特殊設備付帯設備・洗面化粧台リスト														表中のドラフトチャンパーに関して、備考欄に、風量制御等の特別な記載が無いものは、風量制御他の条件指定は無いと考えてよろしいでしょうか。ご指示願います。	ドラフトチャンパーには省エネルギーを考慮し排気風量制御を行うこととします。また、ドラフトチャンパーの仕様は【資料12】各室の化学物質使用予定状況調等より適切に選定してください。
148	要求水準書資料編	【資料11】特殊設備付帯設備・洗面化粧台リスト	11-2													B204森林化学専攻林産加工学におけるドラフトチャンパーの台数が"0台"と記載されており、この室にドラフトチャンパーは必要無しと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
149	要求水準書資料編	【資料11】特殊設備付帯設備・洗面化粧台リスト	11-6													C504応用生命科学専攻細胞生化学分野に記載されている安全キャビネットに、排気設備、除害設備等の条件はありますか。有る場合、その条件をご指示下さい。	排気設備は必要、除害設備は不要です。【別表2】に記載の参考品番より想定してください。
150	要求水準書資料編	【資料12】各室の化学物質使用予定状況調	12-1													表中の注意事項2)の中で、除塵装置、排ガス処理装置の要否判断は、「(表1)を取り扱う場合」とありますが、(表1)が有りません。(表1)をご指示下さい。	第1回質問回答別紙2及び3に、特定化学物質(表1)及び有機溶剤(表2)を示しますので、参照願います。
151	要求水準書資料編	【資料18】標準仕様の部屋														18-1の教官研究室及び共同利用室プランA、プランBは18-2~18-7標準仕様プロット図においてどの部屋が該当するのをご指示ください。	No.88の回答を参照願います。
152	要求水準書資料編	【資料18】標準仕様の部屋														標準仕様の部屋の備品等の大きさを御指示ください。	各室により、使用する備品等が異なりますので、大きさは示しませんが、一般的なものと考えて下さい。なお、流し台は【資料11】に示しています。

「京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業」 入札説明書等に関する第1回質問回答一覧表

No	資料名	項目	該当箇所										質問	回答		
			頁	I	1	-1	1)	①	A	(A)	A	(7)				
153	要求水準書資料編	【資料19】 移行計画図													第1工区～第VI工区までの工区分けを6ヶ月工期にて、移行は1回ずつ完了でしょうか。(移行元と移行先の面積、現状の電気室からの供給エリアが変更となるため。)御教示ください。	工区ごとに完了とします。なお、完了工区であっても最小限の影響範囲で設備系幹線の整備変更などは提案により可能とします。
154	要求水準書資料編	【資料19】 移行計画図													移行計画図について、表示の移行計画図は現況図を元に作成されていますが、工区間の取合いが現況とは異なる為、改修後の各階平面図で御教示ください。又、移行計画の適宜変更は可能でしょうか。御教示ください。	前半については、第1回質問回答別図1-1～6を参照願います。後半については、No.102の回答を参照願います。
155	要求水準書資料編	【資料19】 移行計画図	19-1												各工区境の仮設間仕切壁については、LGS間仕切(軽量鉄骨)程度と考えていますがよろしいでしょうか？また、工事中のセキュリティ対策として機械警備等の設置は必要でしょうか。	各工区境の仮設間仕切壁は、LGS間仕切(軽量鉄骨)程度とします。また、工事中のセキュリティ対策として機械警備等の設置は考えていません。ただし、足場等から進入されない工夫を考慮してください。
156	要求水準書資料編	【資料19】 移行計画図	19-1												施工手順や設備の切替え計画、移行工区の変更を提案することは可能でしょうか。	No.102の回答を参照願います。
157	要求水準書資料編	【資料21】 工事車両ルート図	21-1												西面道路(市道)は今回の工事車両を含め主要な交通ルートとなっていますが、耐震改修を行うためには大型の揚重機や搬入車両の駐車スペースが必要となります。施工日を限定し通行止めには可能ですか。	原則として通行止めは不可とします。ただし、大学と協議の上、歩行者の通路を確保し、日を限定して通行止めとする事は可能です。
158	要求水準書別表編	【別表1】 各エリアの要求水準													各室の面積増減についての許容範囲はどれ程ぐらいでしょうか。ご教示下さい。	許容範囲は特にありません。既設フレームの中で考えてください。
159	要求水準書別表編	【別表1】 各エリアの要求水準	1											(b)	(b)建築関係の床仕上げの記載の中で、特殊空調室に関し、低温室以外で、プレハブユニット床必要の指定がある室の判断基準があればご指示下さい。	【別表1】に記載の特殊空調条件の部屋を対象とします。
160	要求水準書別表編	【別表1】 各エリアの要求水準	3											(g)	(g)室内環境の条件の中で、E1条件が、“一般的な快適湿度とする”とあるが、今回の建物は、ビル管理法に関連し、室内湿度は、40%RHを目標と考えるべきでしょうか。(パッケージ等に、水加湿器を設置するよう形となります。)	一般空調条件の部屋においては一般的な快適湿度を保持することとします。ビル管理法が適用される場合、同法に湿度条件の記載がありますが、一般空調条件の加湿は本事業の範囲外とします。大学において加湿器等を設置します。
161	要求水準書別表編	【別表1】 各エリアの要求水準	3											(g)	(g)室内環境の条件の中で、E6、E8の条件が、双方同一条件の“22℃±2℃、60%±10%”となっております。全く同じ条件と考えてよろしいでしょうか。	E6 22℃±2℃ 60%±10%、E8 22℃±2℃ 60%±15%と訂正します。
162	要求水準書別表編	【別表1】 各エリアの要求水準	3											(g)	(g)室内環境の条件全般に付きまして、ドラフトチャンバー、局所排気設置室などの多風量排気室の室内環境条件は、機器使用時には、温度、湿度とも成り行きと考えてもよろしいでしょうか。	ドラフトチャンバー稼働時には、温度、湿度とも成り行きとします。ドラフトチャンバーはインバーター等の風量制御を行い、室内環境の悪影響が最小限となるように努めることとします。
163	要求水準書別表編	【別表1】 各エリアの要求水準	3											(a)	表中D106細胞培養実験室で、空調欄が、“一般”、室内環境欄が、“E1”となっておりますが、要求水準書【別表2】(D)2-5の当該室の特殊条件欄には、特殊空調の記載があります。特殊空調が必要でしょうか。必要の場合、条件も合わせてご指示願います。	【別表1】に示すとおり、当該室の温湿度条件は一般であり、特殊な温湿度条件は不要である。ただし、室内の清浄度を向上させるため高性能フィルタを設けることとします。
164	要求水準書別表編	【別表1】 各エリアの要求水準	10											(a)	表中E401-1培養・低温実験室で、空調欄が、“一般”、室内環境欄が、“E1”となっておりますが、要求水準書【別表2】(E)2-175の当該室の特殊条件欄には、低温実験の記載があります。特殊空調が必要でしょうか。必要の場合、条件も合わせてご指示願います。	【別表1】に示すとおり、当該室の温湿度条件は一般であり、特殊な温湿度条件は不要です。低温ユニットは大学で設ける備品です。
165	要求水準書別表編	【別表1】 各エリアの要求水準													【別表2】にB421(生物繊維学分野研究実験室)の条件が記載されていますが、別表1に記載されていません。御教示ください。	【別表1】が正しく、【別表2】B421は削除します。
166	要求水準書別表編	【別表2】 各エリア特殊条件	2-1												B003(木工室)も特殊条件欄に、“集塵装置及びダクトを設置する。集塵本体は屋外に設置する。”とありますが、本事業にて対応すべき項目は何か有りますか。有る場合、その内容についてご指示下さい。	【別表2】に記載のとおり、集塵装置及びダクトを本事業にて整備とします。
167	要求水準書別表編	【別表2】 各エリア特殊条件	2-1												C002(ジャーファーマンター室)の特殊条件欄に、蒸気ボイラーを設置し、煙突を設ける記述が有りますが、煙突は、本事業範囲となりますか。なる場合、その排出先、排出ルート、煙突口径等、仕様をご指示下さい。	【別表2】に記載の通り、蒸気ボイラー、煙突は本事業にて整備とします。煙突の排出先、ルート、口径、仕様は事業者の提案によるものとします。なお、蒸気ボイラーは120kg/h相当の簡易ボイラーを想定しています。
168	要求水準書別表編	【別表2】 各エリア特殊条件	2-1												C002(ジャーファーマンター室)の特殊条件欄に、蒸気ボイラーを設置する記述がありますが、ボイラーブロー等による高温水排水が発生しますか。有る場合、その排水温度、排水量と、排水方法を ご指示下さい。(単独配管+冷却排水槽等)	蒸気ボイラーは120kg/h相当の簡易ボイラーを想定し、ボイラーブロー水も含め建物全体の排水を計画してください。
169	要求水準書別表編	【別表2】 各エリア特殊条件	2-5												C209(応用構造生物学実験室)の特殊条件欄に、ボイラー排水の記述がありますが、高温水排水が発生しますか。有る場合、その排水温度、排水量と、排水方法を ご指示下さい。(単独配管+冷却排水槽等)	【別表3】3-26“NO.5蒸留水製造装置”からの60℃以上の排水をNO.1“ステンレス流し台”に放流する予定です。法令に基づき適正に放流するものとします。
170	要求水準書別表編	【別表2】 各エリア特殊条件	2-7												C308(生体高分子化学実験室(5))の特殊条件欄に、プレハブ低温ユニットの記述がありますが、この室のプレハブ、冷却装置、配管含め、別途備品工事とし、本事業外と考えるとよろしいでしょうか。	【別表1】に示すとおり、当該室の温湿度条件は一般であり、特殊な温湿度条件は不要です。低温ユニットは大学で設ける備品です。ただし、将来配管への配慮(スリーブ等)を行うものとします。
171	要求水準書別表編	【別表2】 各エリア特殊条件	2-9												C408制御発酵培養室の特殊条件欄に、“防音仕様とする。”との記述がありますが、この防音仕様とは、当該室から、他室への防音と考え、室内設備機器などの特別な防音対策は不要と考えてよろしいでしょうか。ご指示下さい。	よろしいです。
172	要求水準書別表編	【別表2】 各エリア特殊条件	2-10												C504(P2動物細胞クリーンルーム)の特殊条件欄に、安全キャビネットのメーカー品番指定がなされており、既存移設による別途備品工事と考えますか。【資料11】特殊付帯設備リストの当該室には、本事業範囲のリストとして記載が有り、整合性のご指示を願います。	【資料11】に記載しているとおり、C504Aの安全キャビネットは本事業で整備することとします。【別表2】の品番は参考であり、本事業外を示すものではありません。
173	要求水準書別表編	【別表3】 各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)													備品寸法表記について、L×W×HのLは奥行きとWは間口と考えて宜しいでしょうか。	記入者によって違いがありますので、プロット図等により判断して下さい。
174	要求水準書別表編	【別表3】 各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)													この【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等に記載の有る設備は、基本的に別途備品工事と考えてよろしいでしょうか。	No.99、No.145及びNo.175の回答を参照願います。

「京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業」入札説明書等に関する第1回質問回答一覧表

No	資料名	項目	該当箇所										質問	回答		
			頁	I	1	-1	1)	①	A	(A)	A	(7)				
175	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)													この【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等の中で、備品による給湯器の記載がある場合は、【別表1】各エリアの要求水準中の給湯設備の必要室に、本事業範囲で、新設給湯器を用意する必要が無いと考えてよろしいでしょうか。	【別表1】記載の範囲は全て本事業で整備します。よって、給湯設備も当該室に要の記載があれば、本事業で整備することになります。 注) 【別表3】は当該室内に收容される設備、備品類を示していますが、記入者により違いがあるため、参考としていただくことを考慮して下さい。備品リストに記載の機器が全て大学側で設置するものではありません。 給湯器・空調機等について、備品リストに記載のある室とない室がありますが、記載のない室についても他の資料等により事業者により設置するものとしている場合は、本事業に含むこととなります。
176	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)													この【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等の中で、オートクレーブが多々見受けられますが、特に高温排水を流す機器はありますか。有る場合、その温度と、排出量、排水用冷却水槽の要否をご指示下さい。	オートクレーブで高温排水を流す機器はありません。
177	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)													この【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等の中でクリーンベンチが多々見受けられますが、排気設備等の特殊条件の必要なクリーンベンチはありますか。ご指示下さい。	排気設備等の特殊条件の必要なクリーンベンチはありません。
178	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)													この【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等に記載が無く、既存特殊設備の移設を希望されている室があればご指示下さい。有る場合、その仕様と、工事範囲をご指示下さい。	事業者によって移設する特殊設備はありません。ただし、要求水準書の記載及びNo.55の回答に基づき、事業者の判断により再利用することは可能です。
179	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-9												B010(特殊実験室)の備品リスト中に、“換気扇、排風機”とありますが、本事業にて対応すべき設備項目はありますか。(ダクト、機器基礎、スリーブ等)有る場合、その風量等詳細をご指示下さい。	換気扇は当該室の換気設備を意味し、排風機は局所排気設備を意味します。両者とも、本事業で整備することとします。【別表2】に「プラストミル装置の試薬投入口周囲の雰囲気排気フード及び排気ファンを設け屋外に排出する」を追記します。
180	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-22												B102(学生実験室(2))の備品リスト中に、“大型卓上フード、排風機”が各4台ありますが、本事業にて対応すべき設備項目はありますか。(ダクト、機器基礎、スリーブ等)有る場合、その風量等詳細をご指示下さい。	【別表3】記載のNO.35“大型卓上フード”、NO.36“排気ファン”各4台は削除します。
181	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-36												B207(研究実験室)の備品リスト3-36は、別資料各室プロット図に該当ありません。また、この室の備品リストは、前ページの3-35にて記載されており、このページ1枚分が不要かと考えます。正規のリストの場合、該当する室名についてご指示、ご確認下さい。	【別表3】の3-36は削除します。また、No.217の回答をご参照下さい。
182	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-53												B303(実験室(1))の備品リスト3-53は、別資料各室プロット図に該当ありません。また、この室の備品リストは、前ページの3-52にて記載されており、このページ1枚分が不要かと考えます。正規のリストの場合、該当する室名についてご指示、ご確認下さい。	【別表3】の3-53は削除します。
183	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-74												B402(生物材料化学実験室(1))の備品リスト中に、“ドラフト用排風機、コード用排風機”がありますが、本事業にて対応すべき設備項目はありますか。(ダクト、機器基礎、スリーブ等)有る場合、その風量等詳細をご指示下さい。	【資料11】【資料14】に示すよう当該室のドラフトチャンバー、排気フード及びそれに伴う排気設備、除害設備は全て本事業に含みます。“コード用排風機”は“フード用排風機”に訂正します。
184	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-78												B404(化学実験室)の備品リスト中に、“換気扇”がありますが、本事業にて対応すべき設備項目はありますか。(ダクト、機器基礎、スリーブ等)有る場合、その風量等詳細をご指示下さい。	この室の換気設備を示しています。【別表1】により、換気設備を設けてください。
185	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-80												B405(生物繊維学分野研究実験室(1))の備品リスト中に、“ドラフト用排風機”がありますが、本事業にて対応すべき設備項目はありますか。(ダクト、機器基礎、スリーブ等)有る場合、その風量等詳細をご指示下さい。	【資料11】【資料14】に示すよう当該室のドラフトチャンバー及びそれに伴う排気設備、除害設備は全て本事業に含みます。
186	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-83												B409(生物材料化学研究室(1))の備品リスト中に、“空調機”がありますが、本事業にて対応すべき設備項目はありますか。(ダクト、配管、機器基礎、スリーブ等)有る場合、その風量等詳細をご指示下さい。	この室の空調設備を示しています。【別表1】により、空調設備を設けてください。プロット図中の「※一般空調設備は別途 ※換気扇は別途」の記載は削除します。
187	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-84												B410(生物材料化学研究室(2))の備品リスト中に、“ドラフト用排風機、卓上フード用排気ファン”がありますが、本事業にて対応すべき設備項目はありますか。(ダクト、機器基礎、スリーブ等)有る場合、その風量等詳細をご指示下さい。	“ドラフト用排風機”は、この室のドラフトチャンバー用の排気設備を示しています。【資料11】【資料14】に示すよう当該室のドラフトチャンバー及びそれに伴う排気設備、除害設備は全て本事業に含みます。“卓上フード用排気ファン”については、本事業外とします。ただし、【別表2】に「卓上フードの排気を屋外へ排気できるように、外壁に排気口を設ける」を追記します。
188	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-94												B421b(生物繊維学分野研究室(1))の備品リスト中に、“空調機”がありますが、本事業にて対応すべき設備項目はありますか。(ダクト、配管、機器基礎、スリーブ等)有る場合、その風量等詳細をご指示下さい。	この室の空調設備を示しています。【別表1】により、空調設備を設けてください。プロット図中の「1空調機用には別電源を用意する必要あり。」の記述は削除します。
189	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-11												D011(低温室)の備品リスト中に、“室外冷房機”がありますが、本事業にて対応すべき設備項目はありますか。(ダクト、配管、機器基礎、スリーブ等)有る場合、その風量等詳細をご指示下さい。	【別表1】に示すとおり、当該室には特殊空調が必要です。機器リストは特殊空調用の空調機を意味し記載されています。特殊空調設備に係る全ての設備は本事業で整備することとします。
190	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-17												D016-2(低温室)の備品リスト中に、“低温室ユニット、室外冷房機”がありますが、この室の低温室は、プレハブ、空調機も含め備品工事と考えてよろしいでしょうか。その場合、本事業範囲となる部分をご指示下さい。	この低温室ユニットは特殊空調室を示しており、室外冷房機は特殊空調設備を示しています。よって、全て本事業で整備することとします。
191	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-86												D414(組織学実験室)の備品リスト中に、“簡易ホルマリンフード”がありますが、本事業にて対応すべき設備項目はありますか。(ダクト、排気ファン、スリーブ等)有る場合、その風量、ダクト仕様等詳細をご指示下さい。	“簡易ホルマリンフード”の排気設備については、本事業外とします。ただし【別表2】に「簡易ホルマリンフードの排気を屋外へ排気できるように、外壁に排気口を設ける」を追記します。
192	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-91												D419(微生物培養室)の備品リスト中に、“プレハブ低温室×3室”がありますが、この室の低温室は、プレハブ、空調機も含め備品工事と考えてよろしいでしょうか。その場合、本事業範囲となる部分をご指示下さい。	【別表1】に示すとおり、当該室には特殊空調が必要です。機器リストは特殊空調用の空調機を意味し記載されています。特殊空調設備に係る全ての設備は本事業で整備することとします。また、物品リストNO.1~NO.3の機器名“定温室”を“恒温室”に訂正します。
193	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-112												E508(低温実験室)の備品リスト中に、“プレハブ低温室、低温室用室外機”がありますが、この室の低温室は、プレハブ、空調機も含め備品工事と考えてよろしいでしょうか。その場合、本事業範囲となる部分をご指示下さい。	【別表1】に示すとおり、当該室には特殊空調が必要です。機器リストは特殊空調用の空調機を意味し記載されています。特殊空調設備に係る全ての設備は本事業で整備することとします。

「京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業」 入札説明書等に関する第1回質問回答一覧表

No	資料名	項目	該当箇所										質問	回答			
			頁	I	1	-1	1)	①	A	(A)	A	(7)					
194	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-25													G202(農産製造学実験室)の備品リスト(備考)中に、真空引き配管の記述がありますが、この真空配管は、本事業範囲となりますか。なる場合、配管材料、口径をご指示下さい。	本事業で整備するものとします。この配管は真空ポンプのオイルミスト排気管であり、各ポンプの排出は外壁より屋外へ放出するものとします。材料・口径は実施設計時に協議することとしますが、一般的なものでよろしいです。
195	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-45													G402-1(酸素化学実験室1-1))の備品リスト中に、安全キャビネットの記載がありますが、別途備品工事と考えてよろしいでしょうか。また、排気設備が必要な場合、その排気風量、ダクト仕様、除害設備等の有無をご指示下さい。	安全キャビネットは本事業に含みません。また、排気設備は不要です。
196	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-3													K003(分子育種大型機器室)の備品リスト中に、安全キャビネットの記載がありますが、別途備品工事と考えてよろしいでしょうか。また、排気設備が必要な場合、その排気風量、ダクト仕様、除害設備等の有無をご指示下さい。	安全キャビネットは本事業に含みません。また、排気設備は不要です。
197	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-6													K006(機器分析室)の備品リスト中に、安全キャビネットの記載がありますが、別途備品工事と考えてよろしいでしょうか。また、排気設備が必要な場合、その排気風量、ダクト仕様、除害設備等の有無をご指示下さい。	安全キャビネットは本事業に含みません。また、排気設備は不要です。
198	要求水準書別表編	【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)	3-7													K201(分子生物学実験室)の備品リスト中に、安全キャビネットの記載がありますが、別途備品工事と考えてよろしいでしょうか。また、排気設備が必要な場合、その排気風量、ダクト仕様、除害設備等の有無をご指示下さい。	安全キャビネットは本事業に含みません。また、排気設備は不要です。
199	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														別表3に記載されている設備・備品等(参考)は、全て事業範囲外(大学側負担)と考えてよろしいでしょうか。	No.99、No.145及びNo.175の回答を参照願います。
200	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														各室の流し台にステンレス面台は必要でしょうか。	ステンレス面台は必要とします。
201	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														廊下壁位置について、要求水準書P27 2各エリアの要求 2-2共用スペースの要求水準 (3)廊下 廊下の幅は現状のままとするとありますが、【資料3】プロット図のB通り・K通り等については壁位置が変更されています。どちらを正とするか御指示ください。	【別表3】プロット図は参考であり、壁位置、壁厚等は、構造図等を参照して下さい。耐震改修による壁位置、壁厚等の変更は可能ですが、できるだけプロット図に記載のとおりに仕器等が配置できるよう、考慮してください。また、大幅な変更は協議によるものとします。
202	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														各室に記載されていますシステムキッチン・流し台(家庭用)・流し台の違いは何でしょうか。	【別表3】では記入者によりまちまちですので、【資料11】を参照願います。
203	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														B215・B216・B217・B218・B220(研究室(1)~(5))・D415-1(海洋生物環境学)・G206(生命有機化学研究室(1))・G210(生命有機化学研究室(2))が記載されていません。御教示ください。	B215・B216・B217・B218・B220(研究室(1)~(5))・G206・G210は標準仕様と、【資料18】によるものとします。これらの諸室のプロット図は削除します。D415-1(1)に配置する機器についてはプロット図の添付資料によります。
204	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														B105(学生控室)・B310(研究室(1))B311(研究室(2))・B329・B426(研究室)・D321(生殖生物学第5実験室)・E009・E010(倉庫)・G201(農産製造学実験室)・L520(台所)が記載されていません。御教示ください。	B105・E009・E010については、事業者の提案によるものとします。B310・B311は標準プランと、【資料18】によります。したがって備品リストB-3-61・62は削除します。D321・G201のプロット図は既に記載されています。B329・B426・L520については、後日回答いたします。
205	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														D104(学生実験室)・D105(会議室(2))・D114(会議室(3))・D115(会議室(4))・E106(学生演習室)等の【別表3】に大きさが記載されていない黒板・映写スクリーン等のサイズ・仕様を御指示ください。	後日、回答いたします。
206	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														A101(学生実験室)備品リストNO.6キャビネット1200×1800×600の大きさがプロット図の大きさと異なりますので御教示ください。	備品リストのNO.6の寸法「1200×1800×600」を「600×1200×1800」に訂正します。
207	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														B102(化学系学生実験室)備品リストNO.23高圧蒸気滅菌機4200×1500×800及びNO.25高圧反応装置1500×750×1300の大きさがプロット図の大きさと異なりますので御教示ください。	後日、回答いたします。
208	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														B103(研究室(3))備品リストのサイズを御教示ください。又、洗面化粧台をプロット図に図示してください。	備品リストの寸法について、NO.1を「1200×700×700」、NO.3を「3600×450×1900」に、NO.5を「600×700×1500」に訂正します。またB103の室名は「院生研究室」に訂正します。プロット図はB103(院生研究室)を参照願いますが、備品リストの備品NOと、プロット図のNOに相違があります。洗面化粧台は、プロット図に記した備品番号対応表の2となっています。
209	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														B105(学生控室)のプロット図を御教示ください。	事業者の提案によるものとします。
210	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														B107(化学実験準備室)備品リストNO.1の製氷機の大きさがプロット図と異なりますので御教示ください。	後日、回答いたします。
211	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														B112(専攻事務室)のプロット図について、廊下方向と方位が異なります。廊下方向を正と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
212	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														B202(院生研究室)備品リストの大きさが全て不明ですので御教示ください。	後日、回答いたします。
213	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														B203(院生研究室)の配置が不明です。御教示ください。	【別表1】~【別表3】のB202・B203(院生研究室)の室番号の表記をB202に訂正します。B203は欠番です。
214	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														B204(実験室)の流し台の大きさを御教示ください。	後日、回答いたします。
215	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														B205(研究実験室)備品リストNO.2サイド実験台4台とありますが、プロット図では3台です。プロット図を正と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。備品リストのNO.2の台数を「4」から「3」に訂正します。【資料11】についても、数量「4」を「3」に訂正します。
216	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														B207(研究実験室)備品リストが2枚ありますが番号が重複していますので御教示ください。	No.181の回答を参照願います。
217	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														B208の配置が不明ですので御教示ください。	【別表1】~【別表3】のB207・B208(研究実験室)の室番号の表記をB207に訂正します。B208は欠番です。
218	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)														B210(電子顕微鏡室)透過型電子顕微鏡3600×2500×2700が室内に納まりませんのでご検討をお願いします。	電子顕微鏡設置のためのスペース全体(現時点での占有スペース)として寸法を記入しています。本体の寸法はこれより小さく、搬入時には両開きのドアから入れることが可能ですので、設置可能と思われます。高さにつきましても問題ないと思われます。

「京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業」入札説明書等に関する第1回質問回答一覧表

No	資料名	項目	該当箇所										質問	回答		
			頁	I	1	-1	1)	①	ア	(ア)	ア	(ア)				
219	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													B213(教官院生研究室)・B214(院生研究室)の備品リストに大きさの記載がありませんので御指示ください。	後日、回答いたします。
220	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													B226(研究室(5))備品リストが有りませんので御指示ください。	3-44に記載しています。
221	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													B306(資料調整保存室)出入口扉について、PSがある為W=1250が確保できませんので、最低有効幅員を御指示ください。	PSの想定サイズは【資料10】PS計画図によります。したがって当該PSの想定サイズは2000×1000であり、出入口扉は納まるものと考えています。
222	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													B309b(院生室)備品リストに家庭用流し台1500×550×850とありますが、プロット図は陶器製流し台となっております。陶器製流し台が正と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。備品リストのNO.6の機器名を「家庭用流し台」から「洗面化粧台」に訂正します。【資料11】の洗面化粧台リストには記載済です。
223	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													B312(研究室(3))・B313(研究室(4))備品リストの家庭用流し台について1500×550×850とありますが、【資料11】では1200×550×800となっております。【資料11】を正と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。備品リストB312のNO.6、B313のNO.4の寸法「1500×550×850」を「1200×550×800」に訂正します。
224	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													B314(研究室(6))備品リストNO.4家庭用流し台1500×550×850が【資料11】に記載されていませんが、本工事と考えて宜しいでしょうか。	本事業には含みません。給排水の配管は本事業に含みます。
225	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													B319(実験室(2))備品リストNO.4電気式瞬間湯沸し器は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	【別表1】に示すとおり、当該室の給湯設備は本事業で整備するものとします。
226	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													B402(実験室)備品リストNO.10サイド実験台の数量8台とありますが、プロット図により7台と考えて宜しいでしょうか。又、プロット図の番号の判別が難しいためご指示ください。	そのとおりです。備品リストのNO.10の台数を「8」から「7」に訂正します。【資料11】についても、サイド実験台1500×750×800の数量「5」+「3」で計8になっていますが、「5」+「2」で計7に訂正します。
227	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													B402(実験室)プロット図に記載されている大型卓上フードは別途工事と考えて宜しいでしょうか。又同プロット図にブラインドは別途と記載されていますが、この部屋のみ別途とすのでしょうか。	前半についてはNo.183の回答を参照願います。後半については、「ブラインドは別途」の記載は削除します。他の室とともにブラインドは本事業に含みます。
228	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													B403(測定実験室(2))プロット図の間口寸法3750が4900に変更になっていますが、変更するのでしょうか。	変更するものとします。
229	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													B404(化学実験室)備品リストNO.5作業台2の設置位置をご教授下さい。又、NO.14流し台の設置位置もご教授ください	NO.5"作業台2"を備品リストから削除します。NO.14"流し台"はプロット図右端下側にあります。
230	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													B404(化学実験室)プロット図で床排水口が設置されていますが床がビニールシートとなっております。防水は不要でしょうか。	床に水がこぼれた時への緊急避難的な床排水口であるため、防水は不要です。
231	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													B404(化学実験室)プロット図でB403との扉がアルミ間仕切となっておりますが、この部屋だけなのでしょうか。御指示ください。	この部屋だけです。また、この部屋についても、鋼製間仕切でもよろしいものとします。
232	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													B410(実験室(2))備品リストNO.4サイド実験台の大きさを御教授ください。	後日、回答いたします。
233	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													B412(測定実験室(1))備品リストNO.2サイド実験台及び、【別表11】実験流し台がプロット図に未記載ですので、無しと考えて宜しいでしょうか。	NO.2"サイド実験台2"はプロット図下辺に記載しています。【別表11】"実験流し台"は、備品リストNO.3"流し台(ステンレス)"のことであり、プロット図左上隅に記載しています。
234	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													B412(測定実験室(1))プロット図のNO.1サイド実験台1とNO.12サイド実験台3が納まりませんので御指示ください。	物品リストのNO.1"サイド実験台1"の台数を「2」から「1」に訂正し、「NO.19"サイド実験台4"(2400×750×800)1台」を追加します。プロット図B412の左側のNO.1"サイド実験台1"をNO.19"サイド実験台4"に訂正します。【資料11】についても、"サイド実験台1"の数量「2」を「1」に訂正し、"サイド実験台4 2400×750×800"1台を追加します。
235	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													C103・C105の廊下扉がプロット図では外開きとなっておりますが、内開きで宜しいでしょうか。	よろしいです。
236	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													C103(セミナー室(2))の備品の大きさが記載されていません。御指示ください。又、C105(セミナー室(1))の備品リストがありません。御指示ください。	後日、回答いたします。
237	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													C104(専攻休憩室)について、ガスコンロは本工事に含まれるのでしょうか。又、含まれる場合は卓上型と考えて宜しいでしょうか。	ガスコンロの設置は本事業には含まれません。
238	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													C203(実験室(2))プロット図に記載の番号未記入の備品について御指示ください。	一般的な学生机です。
239	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													C205(実験室(3))プロット図の低温室プレハブ式は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	【別表1】に示すとおり、当該室には特殊空調が必要です。プロット図は特殊空調の範囲を意味し記載されています。特殊空調設備に係る全ての設備は本事業で整備することとします。
240	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													C207(実験室)備品リストNO.4サイド実験台の数量は2台で宜しいでしょうか。	備品リストのNO.4"サイド実験台"の台数は「1」とします。(プロット図の左側のサイド実験台は備品リストのNO.47が該当します。)
241	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													C303(実験室(3))プロット図のPSの大きさが異なりますので御指示ください。	【資料10】PS計画図を正とします。
242	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													C308(実験室(5))プロット図に暗室・低温室の表記がありますが、別途工事と判断して宜しいでしょうか。	【別表1】に示すとおり、当該室の温湿度条件は一般であり、特殊な温湿度条件は不要です。低温ユニットは大学で設ける備品です。
243	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													C309(実験室(3))備品リストNO.10流し台600×750×800と有りますが、【資料11】では実験用流し台1200×750×800とあります。【資料11】を正と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。備品リストのNO.10の機器名「流し台(ステンレス)」を「実験流し台」に、寸法「600×750×800」を「1200×750×800」に訂正します。
244	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													C310(研究室(2))プロット図の実験台の大きさが備品リストと異なります。御指示ください。	後日、回答いたします。
245	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													C314(実験室(6))プロット図の移動式テーブルは別途工事と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
246	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D102-2(雑誌閲覧室)備品リストNO.1スチール製書棚について台数がプロット図と異なりますので御指示ください。又、大きさも御指示ください。	備品リストのNO.1の台数を「1」から「4」に訂正します。寸法は「250×600×1800」です。

「京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業」入札説明書等に関する第1回質問回答一覧表

No	資料名	項目	該当箇所										質問	回答		
			頁	I	1	-1	1)	①	ア	(ア)	ア	(ア)				
247	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D103(昆虫飼育室)についてプロット図D103とD103-1~5とは扉の開き勝手が異なります。D103図を正と考えて宜しいでしょうか。又、備品リストNO.12の電子天秤 2100×350×310の設置位置を御教示ください。	扉の開き方はD103を正とします。備品リストNO.12“電子天秤”は部屋北東窓際の長机上に設置します。
248	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D104(学生実験室)備品リストNO.6ロッカー1200×1800×600及びNO.7スチール棚 1800×1800×600の大きさがプロット図と異なりますので御教示ください。	両方とも高さ1800、奥行き600です。備品の間口、奥行、高さは、記入者により違いがありますので、プロット図等により合理的に判断して下さい。
249	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D105(会議室(2))の流し台のサイズを御教示ください。又、遮光カーテンは窓部のみ設置と考えて宜しいでしょうか。	寸法は「1200×550×800」です。後半は、そのとおりです。
250	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D106(細胞培養実験室)備品リストNO.2の実験台についてプロット図と大きさが異なりますので御教示ください。又、乾熱器台数について備品リストは3台、プロット図は1台となっています。プロット図を正と考えて宜しいでしょうか。	備品リストのNO.2の寸法「1500×3000×1800」を「600×2400×1500」に訂正します。NO.13“乾熱器”の台数「3」を「1」に訂正します。【資料11】についても、「1500×300×180」を「600×2400×1500」に訂正します。
251	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D107(実験準備室)備品リストNO.6の整理棚がプロット図に記載されていませんので御教示ください。	備品リストのNO.6“整理棚”は削除します。
252	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D201(実験動物飼育室)の床について【別表1】ではビニールシート(耐薬)と有りますが、【別表3】では床防水必要と有ります。どちらを採用すればよいですか。又、床防水の場合は、塗膜防水程度と考えて宜しいですか。	【別表1】を訂正し、FRP防水とします。
253	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D205(資料室)の備品リスト及びプロット図が有りませんので御教示ください。	【資料18】に示す標準仕様の部屋です。
254	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D208~D211(研究室(2)~(5))洗面台の大きさ及び仕様をご教授ください。	【資料18】によるものとし、備品リストの3-40~43及びプロット図D208~D211は削除します。【資料11】の洗面化粧台リストにD210.D211の2室を追加し、それぞれ洗面化粧台の欄に「○」を追記します。D209の流し台は【資料11】記載のとおりです。
255	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D212(実験室(1))NO.20ドラフトチャンバーとNO.1実験台が重複しますので、レイアウトを御再考ください。	PSの実際の寸法に合わせて、実験台の間口を短くすることで対応したいと考えています。
256	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D213機器分析室の【別表11】のサイド実験台の記載が備品リスト・プロット図共に記載がありません。サイド実験台無しと考えて宜しいでしょうか。	【別表3】の物品リストの機器名NO.11「机1」・「机2」・「机3」を「サイド実験台」に、寸法NO.11「850×3600×850」を「1800×750×800」に、NO.12「850×2400×850」を「2400×750×800」に、NO.13「850×4800×850」を「2400×750×800」に、数量NO.11「1」を「2」に、NO.13「1」を2に訂正します。プロット図も同様に訂正します。
257	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D301(実験室(1))の前室・細胞培養室は本工事と考えて宜しいでしょうか。又、本工事の場合は仕上げ等を御教示ください。	前室・細胞培養室は本工事範囲とし、仕上げは実験室(1)に準じるものとします。
258	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D302(実験室(2))の暗室・保管室は本工事と考えて宜しいでしょうか。又、本工事の場合は仕上げ等を御教示ください。	暗室・保管室は本工事範囲とし、仕上げは実験室(2)に準じるものとします。
259	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D302(実験室(2))備品リストNO.2サイド実験台6台、プロット図が4台と異なります。プロット図を正と考えて宜しいでしょうか。	後日、回答いたします。
260	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D303(実験室(3))備品リストNO.3ステンレス流し台1台、プロット図が2台と異なります。プロット図を正と考えて宜しいでしょうか。	後日、回答いたします。
261	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D305(機器室)のフード及びファンについては別途工事と考えて宜しいでしょうか。	【別表2】に記載のとおり、排気フード・廃棄設備を本事業にて整備とします。
262	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D308(機器分析室)備品リストNO.14サイド実験台の長さ3750は【資料11】により1800×2と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。備品リストのNO.14の寸法「750×3750×860」を「1800×750×900」に、台数「1」を「2」に訂正します。
263	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D310(研究実験室(1))備品リストNO.18サイド実験台の長さ7500は【資料11】により1800×4+1200×2と考えて宜しいでしょうか。又、NO.19流し台の750×1500×800は【資料11】により1800×750×800と考えて宜しいでしょうか。	物品リストのNO.15及びNO.16の機器名「実験台」を「サイド実験台」に、寸法「750×1200×800」及び「600×1500×800」を「1200×750×900」に訂正します。NO.18の寸法「750×7500×860」を「1800×750×900」に、台数「1」を「4」に訂正します。したがってNO.18の長さは1800×4です。また、後半についてはそのとおりです。NO.19の寸法「750×1500×800」を「1800×750×800」に訂正します。
264	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D311(研究実験室(2))備品リストNO.12・13サイド実験台の長さ2100・6750は【資料11】により1800×4+1200×2と考えて宜しいでしょうか。又、PSの位置がプロット図と異なりますので御教示ください。	後日、回答いたします。
265	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D313(技官室)のシャワーユニットのサイズを御教示ください。又、ステンレス流しのサイズを御教示ください。	シャワーユニットのサイズはユニット内法800×1200程度、流し台は家庭用流し台1200×550×800とします。【資料11】に「家庭用流し台1200×550×800」1台を追加します。
266	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D328(培養実験室)プロット図にPSが記載されていませんので、PSを記載の上プロット図の作成をお願いします。	PSはプロット図の右上に単線で記載されています。
267	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D332(培養室)備品リストNO.8・9サイド実験台の大きさが750×2350×860・90×1800×860と有りますが【資料11】により1800×750×900×2台と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。備品リストのNO.8の寸法「750×2350×860」及びNO.9の寸法「90×1800×860」を、ともに「1800×750×900」に訂正します。プロット図も同様に訂正します。
268	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D333(学生室(1))備品リストNO.4流し台の大きさが1800×650×850と有りますが、【資料11】により1800×750×800と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。備品リストのNO.4の寸法「1800×650×850」を「1800×750×800」に訂正します。
269	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													D334(学生室(2))備品リストNO.4流し台の大きさが1800×650×850と有りますが、【資料11】により1800×750×800と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。備品リストのNO.4の寸法「1800×650×850」を「1800×750×800」に訂正します。
270	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													E103(WS室)備品リストNO.4プリンタ646×1332×554及び、NO.10流し台 750×1900×560の大きさがプロット図と異なりますので御教示ください。	物品リストNO.4の寸法は用紙トレイを最大に広げた場合です。プロット図は、用紙トレイを閉じた状態です。常時広げておくのではないため、閉じた図を作成しました。NO.10の流しは不要としますので、物品リスト、プロット図及び【資料11】洗面化粧台リストから削除します。
271	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													E208(植物培養室)備品リストNO.1の生物環境調整装置がプロット図に記載されていませんので御教示ください。	プロット図の物品番号を全て1線り上げて、訂正します。(プロット図の②が、物品リストのNO.1“生物環境調整装置”です。)

「京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業」入札説明書等に関する第1回質問回答一覧表

No	資料名	項目	該当箇所										質問	回答		
			頁	I	1	-1	1)	①	ア	(ア)	ア	(ア)				
272	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													E209(分子レベル実験室)・E210(生理生態実験室)の実験台の数量・大きさがプロット図と異なりますので御指示ください。	以下E209・E210とも共通。プロット図の物品番号を全て1繰り上げて、訂正します。(プロット図の③が、物品リストのNO.2"中央実験台"です。)物品リストについて、寸法NO.1「3600×1500×1880」を「3000×1500×1880」に、NO.3「2400×750×950」を「3000×750×800」に訂正します。また、NO.9の寸法を「2400×750×800」とし、台数「1」を「2」に訂正します。
273	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													E211(野外資料処理室)プロット図で蓋付排水ドレインが設置されていますが床がビニールシートとなっております。防水は不要でしょうか。	床に水がこぼれた時への緊急避難的な床排水口であるため、防水は不要です。
274	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													E211(野外資料処理室)備品リストNO.1実験台がプロット図に記載されていませんので、無しと考えるて宜しいでしょうか。	プロット図の物品番号を全て1繰り上げて、訂正します。(プロット図の②が、物品リストのNO.1"ステンレストップ実験台"です。)
275	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													E229(微生物観察室)備品リストNO.2ステンレス流し台がプロット図に記載されていませんので、無しと考えるて宜しいでしょうか。	プロット図の物品番号を全て1繰り上げて、訂正します。(プロット図の③が、物品リストのNO.2"ステンレス流し台"です。)
276	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													E301(研究室(1))・E302(研究室(2))流し台は【資料11】に記載がありませんが、本工事と考えるて宜しいでしょうか。又、本工事の場合サイズと仕様をご教示ください。	本事業には含みません。
277	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													E303(実験室)備品リストNO.13流し台の大きさが1200×750×800とありますが、【資料11】により1200×500×800と考えるて宜しいでしょうか。	備品リストが正しいです。【資料11】の当該項の特殊附属設備名称「家庭用流し台」を「実験流し台」に、寸法「1200×500×800」を「1200×750×800」に訂正します。
278	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													E303(実験室)・E304(計算機室)間の扉の開き勝手がプロット図により異なりますので御指示ください。	E303のプロット図が間違いです。E304のプロット図に合わせます。
279	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													E309(微生物実験室)備品リストNO.1流し台750×750×800×2台とありますが、プロット図は1台の表記になっております。プロット図を正と考えるて宜しいでしょうか。	後日、回答いたします。
280	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													E321(院生研究室)備品リストNO.1机1400×700×700とありますが、プロット図により1000×700と考えるて宜しいでしょうか。	そのとおりです。備品リストのNO.1の寸法「1400×700×700」を「1000×700×700」に訂正します。
281	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													F101(司書室)備品リストNO.1システムキッチン・NO.7書架・NO.18スライド式キャビネットの大きさが不明ですので御指示ください。	後日、回答いたします。
282	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													F102(司書室)備品リストNO.1洗面台・NO.3書架の大きさが不明ですので御指示ください。	NO.1の洗面化粧台は【資料11】のとおりW=500とします。物品リストNO.3の書架の寸法は「300×600×2100」とし、台数は「12」とします。
283	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													F103(外国人共同研究室)備品リストの大きさが全て不明ですので御指示ください。	後日、回答いたします。
284	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													F203(外国人研究者室)プロット図では机が消去されていますので、プロット図を正と考えるて宜しいでしょうか。	後日、回答いたします。
285	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													F301(学生・院生ゼミ室)備品リストNO.14ホワイトボードの大きさ、仕様を御指示ください。	後日、回答いたします。
286	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													F301(学生・院生ゼミ室)～F312(院生研究室)家庭用流し台についてプロット図は1100×600とありますが、【資料11】により1200×550×800と考えるて宜しいでしょうか。	そのとおりです。備品リストのNO.3の寸法を「1200×550×800」に訂正し、プロット図も同様に訂正します。
287	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													F304・F310(院生研究室)のプロット図について、PSの位置が反転していますので、プロット図を反転して読み替えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。反転して訂正します。
288	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													G102の備品リストNO.9の実験台750×900×800がプロット図に記載されていませんが無しと考えるて宜しいでしょうか。又、NO.6の実験台が備品リストでは2台とあり、プロット図では3台ありますがプロット図を正と考えるて宜しいでしょうか。	プロット図の右側壁に配置しているNO.6をNO.9に訂正します。(NO.12の上)
289	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													G103(学生控室)の備品リストNO.2の製氷機のサイズ及びレイアウトを御指示ください。	NO.1とNO.2はセットで使用し、組み立てた後の寸法がNO.1の寸法になります。
290	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													G204(実験室(2))備品リストNO.21サイド実験台数量2台とありますが、プロット図は3台あります。プロット図を正と考えるて宜しいでしょうか。	後日、回答いたします。
291	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													G206(研究室(1))・G210(研究室(3))プロット図に流し台の記載がありますが、流し台を設置するものとして宜しいでしょうか。	後日、回答いたします。
292	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													G302(セミナー室(2))プロット図ホワイトボードの大きさ、仕様を御指示ください。	寸法は1800×1200とします。仕様は提案によります。
293	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													G303(実験室)プロット図にPSの記載がありませんので、PSを記載の上プロット図の作成をお願いします。	第1回質問回答別図2を参照願います。また、【別表2】の「親子開扉:2ヶ所設置」を「親子開扉:1ヶ所設置」に訂正します。
294	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													G304(実験室)備品リストNO.15流し台大きさ1800×600×800とありますが、【資料11】により1800×750×800と考えるて宜しいでしょうか。	そのとおりです。備品リストのNO.15の寸法「1800×600×800」を「1800×750×800」に訂正します。
295	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													G305(実験室)備品リストNO.10電気式瞬間湯沸器は【別表1】により電気式湯沸器と読み替えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。備品リストNO.10の機器名「電気式瞬間湯沸器」を「電気式湯沸器」に訂正します。
296	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													G307(小セミナー室)・G308(専攻会議室)プロット図ホワイトボードの大きさ、仕様を御指示ください。又、備品リストNO.3プロジェクターが有りますが映写スクリーンは不要でしょうか。	寸法は1800×1200とします。仕様は提案によります。また、映写スクリーンは不要です。
297	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													G309(教官・院生実験室)備品リストNO.6流し台大きさ700×700×800とありますが、【資料11】により600×750×800と考えるて宜しいでしょうか。	そのとおりです。備品リストのNO.6の寸法「700×700×800」を「600×750×800」に訂正します。
298	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													G310(研究室(2))備品リストNO.6サイドテーブル及び、流し台の大きさがプロット図と異なりますので御指示下さい。又【資料11】に流し台の記載がありませんが本工事と考えるて宜しいでしょうか。	後日、回答いたします。

「京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業」入札説明書等に関する第1回質問回答一覧表

No	資料名	項目	該当箇所										質問	回答		
			頁	I	1	-1	1)	①	ア	(ア)	ア	(ア)				
299	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													G311(研究室)備品リストNO.8電気式瞬間湯沸器は【別表1】により電気温水器と読み替えて宜しいでしょうか。又、NO.7流し台100×600×800・NO.9実験台(片側)2000×600×850は【資料11】により、それぞれ900×750×800・3000×750×800と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。備品リストの機器名NO.7「ステンレス流し」を「実験流し台」に、NO.8の「電気式瞬間湯沸器」を「電気温水器」に、NO.9「実験台(片側)」を「サイド実験台」に訂正します。また、寸法NO.7「100×600×800」を「900×750×800」に、NO.9「2000×600×850」を「3000×750×800」に訂正します。プロット図のNO.9の寸法も合わせて訂正します。
300	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													J103(図書室)備品リストでカートBOX2台とありますがプロット図で1台の記載です。プロット図を正と考えて宜しいでしょうか。	記載済みのカードボックスの北側に並べて配置します。プロット図を訂正します。
301	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													J103(事務室)プロット図で流し台が記載されていますが必要でしょうか。御教示ください。	必要ですが、設置は本事業には含まれません。給排水及びガスの配管は本事業に含まれます。
302	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													Q101(農学部図書館情報管理室)・Q102(農学部図書館職員休憩室)・Q103(農学部図書室図書事務室)・Q105(農学部図書室特殊資料閲覧室)・Q106(農学部図書室書庫)が記載されていません。御教示ください。又、上記各室がブロックプラン図に記載されていません。併せて御教示ください。	これらの諸室は、【資料5】ブロックプラン図の書庫及び閲覧室で表示された区域内に、事業者の提案により配置して下さい。【別表2】記載のとおり、レイアウトは事業者の提案によるものとし、プロット図Q104は参考案です。【別表1】にかかわらず、Q101及びQ102は、書庫として示されたスペースに配置してもよいものとします。
303	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													Q104農学部図書室閲覧室について階段が破線表記で記載されていますが、この階段は2階～3階のみ設置するのでしょうか。又、図書室・書庫等の地下1階から3階間の縦動線を御教示ください。	No.302の回答のとおり、動線計画も含めて提案によるものとし、閲覧室から書庫への縦動線は必要とします。
304	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													Q104農学部図書室閲覧室について、小荷物搬送機NO.1の表記がありません。御教示ください。又、現況のシャフト位置を利用するのであれば閲覧室側に小荷物搬送機が設置される為、運用上問題がないか併せて御教示ください。	No.302の回答のとおり、小荷物搬送機のシャフト位置も含め事業者の提案によるものとし、
305	要求水準書別表編	【別表3】プロット図(参考)													Q104農学部図書室閲覧室について、出入口にBDS<フックディテクションシステム>が設置されていますが、扉は引き戸若しくは外開き戸と考えて宜しいでしょうか。	よろしいです。
306	要求水準書	【別表1】【別表3】各エリアの要求水準/各エリアに設置する予定の設備・備品等(参考)													C104(専攻休憩室)・C108(専攻事務室)・F101(司書室)等で、【別表1】ではガス設備不要、電気温水器設置と有り、【別表3】ではガスコンロ、ガス給湯器の記載がありますが、【別表3】を正として宜しいでしょうか。	【別表1】のとおり、電気温水器を設置するものとし、ガス設備は不要です。「ガス湯沸し器」及び「ガスコンロ」は、全て「電気温水器」、「電磁調理器」に訂正します。
307	要求水準書	【資料11】【別表3】特殊附属設備・洗面化粧台リスト/各エリアに設置する予定の設備・備品													工事区分範囲(本工事・別途工事)の区分けを明確に御指示できませんでしょうか。	No.99、No.145及びNo.175の回答を参照願います。
308	要求水準書	【資料11】【別表3】特殊附属設備・洗面化粧台リスト/各エリアに設置する予定の設備・備品													工事区分について、【資料11】に記載されている設備を本工事と判断し、【別表3】に記載されている備品等は別途工事と判断して宜しいでしょうか。	No.99、No.145及びNo.175の回答を参照願います。
309	要求水準書	【資料11】【別表3】特殊附属設備・洗面化粧台リスト/各エリアに設置する予定の設備・備品													【別表11】に記載されている洗面化粧台・掃除流し台・実験流し台は本工事と判断して宜しいでしょうか。又、仕様等(面台の有無等)を御教示ください。	前半は、そのとおりです。後半は、ステンレス面台は必要としますが、その他は事業者の提案によるものとし、
310	要求水準書添付資料	現況調査報告書													先に配布頂きました、機械設備現況調査写真CDファイルの中の、「c.ドラチャン・送風機現況写真」のデータが、機械室のデータとなっており、内容が異なっております。再度、上記データをCDにて配布頂けないでしょうか。よろしく願います。	訂正したものを配布いたします。
311	要求水準書添付資料	耐震診断結果													耐震補強のアウトフレームが地階・1階の通路部等に干渉する部分については、無くする方向で検討して宜しいでしょうか。	よろしいです。
312	要求水準書添付資料	既設図面													今回の改修計画に付き、既存建物の再下階には、作業の出来るピット部分が存在し、排水配管等の盛り換えに際して、配管ルート部分の床はつきり等は発生しないものと考えてよろしいでしょうか。ご指示下さい。	建物最下階には作業の出来るピットは存在しません。新設配管は土間に配管されるため、床はつきり等は発生することになります。
313	要求水準書添付資料	既設図面													最下階床下ピットの有無が、既存図面からははつきり読み取れません。床下ピットの有無並びに範囲についてご教示ください。	最下階既設床下ピットは廊下部分のみです。
314	要求水準書添付資料	既設図面													工事着手後、受領図面と実躯体が異なることにより変更が生じた時、費用負担は大学が行うものと考えてよいでしょうか。	入札説明書の添付資料の不備かつ合理的に予想可能な躯体の差異が発見され、設計変更が必要であると大学が合理的な判断により認める場合には、契約書(案)第14条第1項及び同条第2項によるものとし、入札説明書の添付資料の不備かつ合理的に予想可能な躯体の差異が発見され、予想可能な改修工事が必要な場合には、契約書(案)第27条によるものとし、
315	要求水準書添付資料	既設図面													本事業建物の老朽化が報告書よりも進んでおり、設計通りの耐震改修工事ではIsが0.7を超える事ができない時の費用負担は大学が行うと考えてよろしいでしょうか。	当初設計では0.7以上のIs値が確保されていたものが、入札説明書の添付資料の不備かつ合理的に予想可能な事由により、0.7を超えることができなくなり、設計変更が必要であると、大学が合理的な判断により認めた場合は、契約書(案)第14条第1項及び同条第2項により、大学が負担するものとし、
316	入札価格の算出方法及びサービス購入料の支払方法等	サービス購入料の構成	3.4	2		(1)									3ページ上方の表及び「①施設整備費」、並びに4ページの「②維持管理費」では、それぞれに消費税が含まれていないような説明になっていますが、これは消費税を含む金額とすべきではないでしょうか。	ご指摘のとおり説明は消費税を含んでいない記載となっていますが、大学からの支払いに消費税を含めて行います。
317	入札価格の算出方法及びサービス購入料の支払方法等	施設費の支払方法	5	2		(2)		①	7						第6期の支払額・回数において、第2回(平成21年10月)～第21回(平成31年4月):施設費の1/2×20回と記述されていますが、施設費の1/22×20回の誤りではないでしょうか?	「第2回(平成21年10月)～第21回(平成31年4月):施設費の1/2×20回」を「第2回(平成21年10月)～第21回(平成31年4月):施設費の1/22×20回」に訂正します。
318	入札価格の算出方法及びサービス購入料の支払方法等	施設整備費の改定	8	2		(3)		①	7						実施方針に関する質問回答表・質問番号21の回答では、「建設期間中の物価変動の増減については、一定額を超えた場合は大学の負担とすることを想定しています…」とあったように、物価変動に伴う施設費の改定について再度ご検討いただけませんか?	「施設費の建設期間中の物価変動に伴う改定」は行いません。

「京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業」入札説明書等に関する第1回質問回答一覧表

No	資料名	項目	該当箇所										質問	回答		
			頁	1	1	-1	1)	①	ア	(ア)	ア	(ア)				
319	入札価格の算出方法及びサービス購入料の支払方法等	施設整備費の改定	8	2		(3)		①	ア						実施方針に関する質問回答表・質問番号21の回答では、「建設期間中の物価変動の増減については、一定額を超えた場合は大学の負担とすることを想定しています…」とありましたが、ここで、「物価変動に伴う施設費の改定は行わない」とされたことについての考え方をご開示いただけませんか？	事業者が物価の動向を先読みし、資材を前もって確保する等、事業者のノウハウに期待するためです。また、施設費の改定を行った場合、割賦元本が変更されることにより割賦金利も変わることで、スワップブレイクコストなどの諸経費が発生する可能性もあるためです。
320	事業契約書(案)	本件施設の設計	7	第9条	5										「学部からのヒアリング」にほどなたが参加される予定でしょうか？	各室の使用者、農学研究科等事務部職員及び施設・環境部職員が出席する予定です。
321	事業契約書(案)	施工計画書等	10	第18条	4										「各工事現場に常に工事記録を整備」は、工事事務所(建設者が工事を管理するために設置する事務所)に整備するということでもよろしいでしょうか？	工事事務所が何処に設けられるかわかりませんが、提示を求めたときに直ぐに提出頂ける場所であれば問題ありません。
322	事業契約書(案)	工事監理者	10	第19条											建築基準法第5条の4に規定する工事監理者とは、建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築士となっています。ここでいう「●」及び「当該工事監理者の名称」は、選任する建築士の氏名との理解でよろしいでしょうか？	そのとおりです。
323	事業契約書(案)	建設場所の管理等	10	第20条	2										「北部団地構内の一部」は無償で使用させていただけるのでしょうか？	そのとおりです。
324	事業契約書(案)	建設場所の管理等	10	第20条	2										「北部団地構内の一部」の広さはどの程度を予定されているのでしょうか？	【資料16】16-1図で、1点鎖線で囲まれた範囲とします。
325	事業契約書(案)	建設場所の管理等	11	第20条	2										「甲の許可に付せられた条件」はどのような条件をご予定でしょうか？	質問の中で使用目的が明確になっていませんが、例えば現場事務所や資材置き場とする場合は、仮囲いの取設、電力・給排水の引き込み及び使用終了後の現状復旧等があります。
326	事業契約書(案)	事前調査	11	第21条											第21条の「調査報告書の見解に疑義がある場合には事業者の判断及び費用において対応しなければならない」とありますが、調査報告書と現況がいちじるしく違う場合には設計変更などの処置も必要と考えますが、その場合は第14条との関係はどのようになるのでしょうか。また事業者が負担するということになると民間に対する過大なリスク移転と思われれます。どのようにお考えかお示し下さい。	第21条第1項の「調査報告書の見解に疑義がある場合には事業者の判断及び費用において対応しなければならない。」とは調査に関する事業者の費用負担を規定しています。事業者が行った事前調査の結果、入札説明書の添付資料の不備かつ合理的に予想可能な事由が発見され、設計変更が必要であると大学が合理的な判断により認める場合には、第14条第1項及び同条第2項によるものとします。したがって、民間に対する過大なリスク移転とは言えないものと考えています。
327	事業契約書(案)	事前調査	11	第21条	2										第21条2の「埋蔵文化財調査の実施による工期の遅延は乙の責に帰すべき事由による工期の変更とみなす」とあるのは、埋蔵文化財という不確定要素の大きい件について、すべてを乙の責任とすべきではないと考えますがいかがでしょうか。また埋蔵文化財調査により設計変更などの処置が発生した場合の第14条との整合性はいかがお考えでしょうか。ご教示下さい。	本事業に係る埋蔵文化財調査は、建物建設時に掘削した範囲については実施済みです。調査の必要となる範囲は事業者の提案によるところが大きいため、「乙の責に帰すべき事由による工期の変更とみなす」としています。埋蔵文化財調査の実施前に大学側と打合せを行えば埋蔵文化財の情報は把握できると思います。以上のようなことから埋蔵文化財調査による設計変更は発生しないと考えています。
328	事業契約書(案)	履行保証等	13	第26条											履行保証保険の有効期間は設計・建設期間全体とする、との表記がありますが、この設計・建設期間は第1章「用語の定義」中の本契約締結日から改修工事の完了までの期間を指すのでしょうか？	そのとおりです。
329	事業契約書(案)	費用負担	18	第48条	2										水光熱費は甲の負担とし、となっているので大学負担と判断しますが、よろしいでしょうか。	そのとおりです。
330	事業契約書(案)	著作権等の利用等	26	第76条	4										指名願や一般競争入札に実績として提出する場合も甲に承諾を得る必要はあるのでしょうか？ また会社広告や経歴書に実績として乗せる場合も承諾を得る必要があるのでしょうか？	指名願や一般競争入札の実績及び経歴書への掲載は承諾の必要はありません。会社広告への掲載をする場合は承諾を得ることとします。
331	事業契約書(案)	権利の譲渡制限	27	第81条	1及び2										資金提供のシンジケーションにおきまして、貸付による資金提供者に加え、信託受益権を通じた資金提供者も含めることを考案中です。即ち、当初出された金融機関からPFI事業者への貸付の一部が、国内の信託銀行に譲渡され信託受益権となります。この時、国内の信託銀行が、PFI事業者の、京都大学に対して有する債権への質権設定及び担保提供につきまして、京都大学の事前承諾の申請を直接行います。この場合、京都大学及びPFI事業者に特段の不利益が無い限り、原則ご承諾を頂けますか。	大学と事業者及び担保権者である金融機関等との間で協議を行い、その協議が整えば承諾するものとします。
332	事業契約書(案)	遅延利息等	27	第83条	1										国立大学法人京都大学契約事務取扱要領第18条第2項第1号はそれに関する別項目も含めて閲覧させていただけるのでしょうか？	平成16年10月4日から平成17年1月21日まで、京都大学施設・環境部企画課工事司計掛にて閲覧に供します。
333	事業契約書(案)	【別紙4】設計に伴う提出図書	34		2	4)	12								「昇降機・クレーン等設備計画概要書」は機械設備(給排水衛生)に含まれないと弊社は考えております。含まれない場合はどちらの項目に含まれるかご指示ください。	「2 実施設計図書」について、下記のように訂正します。 4)機械設備(給排水衛生)「12 昇降機・クレーン等設備計画概要書」を削除し、「13 その他必要図書」及び「14 各種計算書」をそれぞれ12、13項に繰り上げます。6)機械設備(昇降機・クレーン)「1 昇降機・クレーン等設備図」を2項に繰り下げ、「1 昇降機・クレーン等設備計画概要書」を追加します。
334	事業契約書(案)	【別紙7】乙等が付保する保険	39		1	(1)及び(2)									「保険契約者:建設者」とありますが、「乙又は建設者」ではないでしょうか。	「保険契約者:建設者」を「保険契約者:乙又は建設者」に訂正します。
335	事業契約書(案)	【別紙7】乙等が付保する保険	39		2										維持管理期間の保険のあとに、「(第32条第1項、第50条第2項関係)」とありますが、関係する条項の番号がずれていないでしょうか。	「(第32条第1項、第50条第2項関係)」を「(第37条第1項、第55条第2項関係)」に訂正します。
336	事業契約書(案)	【別紙7】乙等が付保する保険	39		1	(2)									免責金額が50,000円以下となっていますが、免責金額を引き上げてもよろしいでしょうか？	契約書(案)のとおりとします。
337	事業契約書(案)	【別紙12】サービス購入費の減額等の基準と方法	46		1	(1)									「業務日誌を毎日作成し」とありますが、個々の維持管理業務を年間を通して毎日実施することが前提となっているのでしょうか。	維持管理業務の具体的な内容及び実施周期は提案によります。たとえば毎日実施されるのであれば、業務日誌の作成も毎日の作成になりますし、それ以外ですと実施した日の作成とします。
338	事業契約書(案)	【別紙13】法令変更による追加費用等分担規定	52												消費税制の変更(税率変更を含む)があった場合の取り扱いは、a)に含まれているとの認識でよろしいでしょうか？ 異なる場合には、消費税制・税率変更による取り扱いを、明示願います。	そのとおりです。

「京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業」 入札説明書等に関する第1回質問回答一覧表

No	資料名	項目	該当箇所										質問	回答		
			頁	1	1	-1	1)	①	ア	(ア)	ア	(ア)				
339	様式集	入札時の提出書類		2.	2	(1)									「背表紙にも提案書名、通し番号、登録受付番号を記載」とありますが、個別の計画ごとに1分冊となっているため、それぞれがかなり薄い冊子となり、背表紙への記載が難しくなります。ある程度の厚みのある背表紙を使用するなどして、どうしても記載しなければならないでしょうか。	そのとおりです。
340	様式集	入札時の提出書類		2.	2	(5)	①								「設計、工事監理及び改修工事の業務実績について、……5件以内で記入すること」は、「1 競争参加資格審査申請時の提出書類」に係る説明との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
341	様式集	入札時の提出書類		2.	2	(5)	⑤								別途作成とされている改修工事費の算出根拠を示す書類は、提案様式6-6のあとに綴じ込むということよろしいでしょうか。	そのとおりです。
342	様式集	入札時の提出書類		2.	2	(5)	⑤								「資料B p3参照」ではないかと思慮いたします。	「資料B p4参照」を「資料B p3参照」に訂正します。
343	様式集	入札時の提出書類		2.	2	(5)	⑥	1)							「千円未満切り捨てで記入」とされていますが、借入金に対する支払金利、割賦金利などは、各期の支払額の集計が、実際の支払総額と合わなくなることがあります。集計欄は実際の支払総額とあわせて記入するということよろしいでしょうか。	千円未満の取扱いによって、本様式における金額が大学からの支払額等(様式6-4等)と必ずしも一致しなくても結構です。本様式内で算出過程が明らかになるように作成して下さい。
344	様式集	様式集形式													様式集4-2ほか、記入内容についての説明欄がありますが、説明文の長短によって欄の行幅にばらつきがありますが、この欄を残したまま記入しなければならないのでしょうか。	文字は読める程度に小さくなくても構いませんので残して作成してください。
345	様式集	提案書式													各種提案書式においてA4サイズ枠下に「本様式1枚に具体的に記入」とありますが、別途説明資料等を添付してもよろしいでしょうか。	認められません。
346	様式集	提案様式1-2・グループ構成員及び協力会社一覧表													「称号または名称、所在地」欄に記入する社名・事業所所在地は当社の大阪支社(本社は東京)でも宜しいでしょうか?	本社の社名、所在地を使用してください。
347	様式集	提案様式1-3・委任状													委任状内に使用する代表者・印には当社の本件担当事業所(大阪支社)の代表者・印を使用しても宜しいでしょうか?	本社の代表者・印を使用してください。
348	様式集	提案様式1-9・配置予定主任技術者													建設業務経験の概要の従事役職欄に監理技術者・主任技術者の記載がありますが、これは記入例と考え担当技術者として従事した場合も工事経験を有すると理解してよろしいでしょうか。	担当技術者として従事した場合は、従事したことが証明できる書類等を添付願います。
349	様式集	提案様式4-5・機械設備改修計画の概要													③PAL値の算出結果とCEC値を抑えるための方策を記入すること、とありますが、実施設計完了後でないとPAL値の計算はできないと考えます。入札時は、省エネルギーに対する考え方を示すだけでよろしいでしょうか。	No.70の回答を参照願います。

計画通知上の面積

建築年度	名称	建築面積	延べ面積
S42	林産工学科棟	801.00	3,577.63
S44	食品工学科棟	1,307.07	5,373.14
S47	水産学科農学科棟	1,637.42	9,311.37
S47	大講義室	447.64	748.68
S48	林学科農業工学科農林経済学科棟	1,375.97	8,282.34
S50	農芸化学科棟	701.43	4,174.20
S52	農林生物学科棟	757.23	4,576.56
S53	図書館増築	—	—
S59	熱帯農学実験研究棟	290.14	1,550.88
S59	林産工学科屋上廊下	0.00	23.44
S63	細胞生物生産制御実験センター棟	410.16	2,037.87
	合計	7,728.06	39,656.11

特定化学物質種別分類表

(表 1)

化合物番号	名 称	種 別
1	ジクロロベンジジン及びその塩	第1類物質
2	アルファ-ナフチルアミン及びその塩	
3	塩素化ビフェニル(別名PCB)	
4	オルト-トリジン及びその塩	
5	ジアニシジン及びその塩	
6	ベリリウム及びその塩	
7	ベンゾトリクロリド	
8	1から6までに掲げるものをその重量の1パーセントを越えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の0.5パーセントを越えて含有する製剤その他の物(合金にあつては、ベリリウムをその重量の3パーセントを越えて含有する物に限	
1	アクリルアミド	第2類物質
2	アクリロニトリル	
A	アクロレイン	
3	アルキル水銀化合物	
4	石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。)	
5	エチレンイミン	
6	塩化ビニル	
7	塩素	
8	オーラミン	
9	オルト-フタロジニトリル	
10	カドミウム及びその化合物	
11	クロム酸及びその塩	
12	クロロメチルメチルエーテル	
13	五酸化バナジウム	
14	コールタール	
15	三酸化砒素	
16	シアン化カリウム	
17	シアン化水素	
18	シアン化ナトリウム	
19	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	
20	臭化メチル	
21	重クロム酸及びその塩	
22	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)	
23	トリレンジイソシアネート	
24	ニッケルカルボニル	
25	ニトログリコール	
26	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	
27	パラ-ニトロクロロベンゼン	
28	弗化水素	
29	ベータ-プロピオラクトン	
30	ベンゼン	
31	ペンタクロルフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	
32	マゼンダ	
33	マンガン及びその化合物(塩基性マンガンを除く。)	
34	沃化メチル	
35	硫化水素	
36	硫酸ジメチル	
37	1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で厚生労働省令で定めるもの	
1	アンモニア	第3類物質
2	一酸化炭素	
3	塩化水素	
4	硝酸	
5	二酸化硫黄	
6	フェノール	
7	ホスゲン	
8	ホルムアルデヒド	
9	硫酸	
10	1から9までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの	

有機溶剤種別分類表

(表 2)

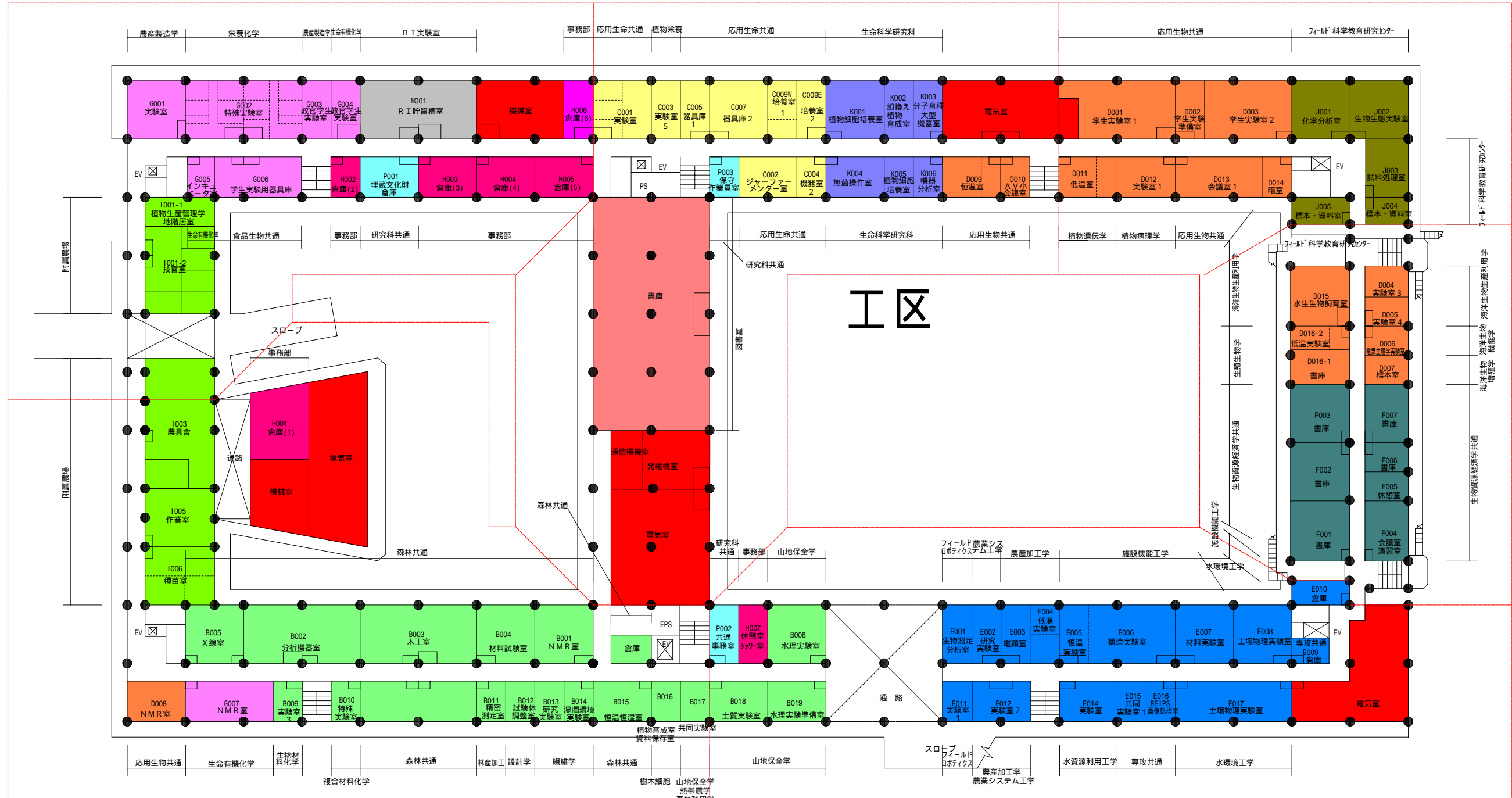
第6の2	名 称	種 別
14	クロロホルム	第1種有機溶剤
23	四塩化炭素	
27	1,2 - ジクロルエタン(別名二塩化エチレン)	
28	1,2 - ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン)	
32	1・1・2・2 - テトラクロルエタン(別名四塩化アセチレン)	
36	トリクロルエチレン	
38	二硫化炭素	
1	アセトン	第2種有機溶剤
2	イソブチルアルコール	
3	イソプロピルアルコール	
4	イソペンチルアルコール	
5	エチルエーテル	
6	エチレングリコールモノエチルエーテル	
7	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	
8	エチレングリコールモノブチルエーテル	
9	エチレングリコールモノメチルエーテル	
10	オルト - ジクロルベンゼン	
11	キシレン	
12	クレゾール	
13	クロルベンゼン	
15	酢酸イソブチル	
16	酢酸イソプロピル	
17	酢酸イソペンチル	
18	酢酸エチル	
19	酢酸ブチル	
20	酢酸プロピル	
21	酢酸ペンチル(別名酢酸アミル)	
22	酢酸メチル	
24	シクロヘキサノール	
25	シクロヘキサノン	
26	1,4 - ジオキサン	
29	ジクロルメタン(別名二塩化メチレン)	
30	N,N - ジメチルホルムアミド	
31	スチレン	
33	テトラクロルエチレン(別名パークレン)	
34	テトラヒドロフラン	
35	1,1,1 - トリクロルエタン	
37	トルエン	
39	ノルマルヘキサン	
40	1 - ブタノール	
41	2 - ブタノール	
42	メタノール	
43	メチルイソブチルケトン	
44	メチルエチルケトン	
45	メチルシクロヘキサノール	
46	メチルシクロヘキサノン	
47	メチルブチルケトン	
48	ガソリン	第3種有機溶剤
49	コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む)	
50	石油エーテル	
51	石油ナフサ	
52	石油ベンジン	
53	テレピン油	
54	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む)	
55	前各号に掲げる物のみから成る混合物	

上記に掲げる有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤をその混合物の重量の5%を越えて含有するものは有機溶剤等とみなされます。

「京都大学（北部）総合研究棟改修（農学部総合館）施設整備等事業」
 入札説明書等に関する第1回質問回答（別図1-1）

工区

工区



工区

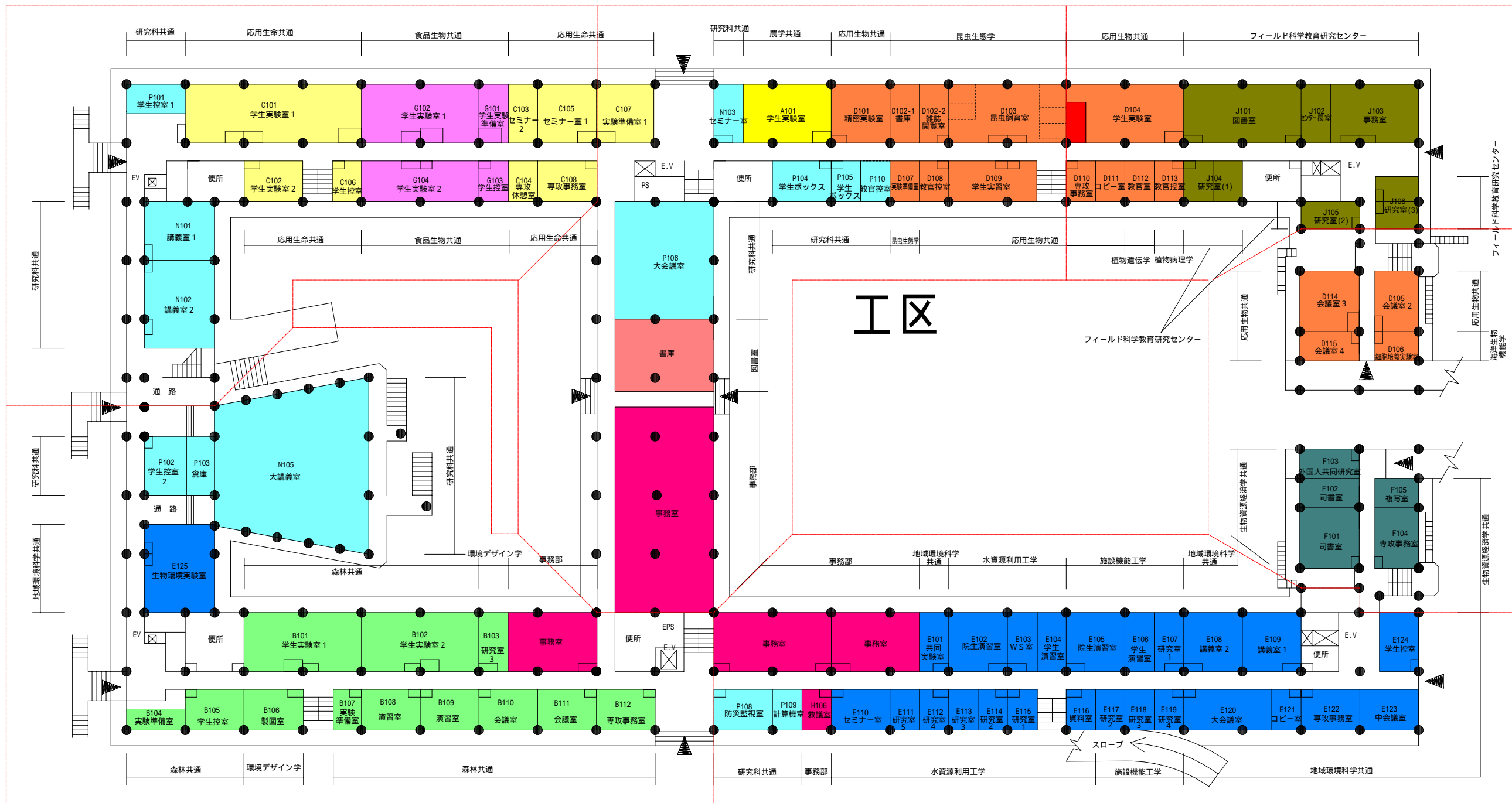
工区

工区

B1階（新1階）平面図

Ⅰ区

Ⅰ区



Ⅰ区

Ⅰ区

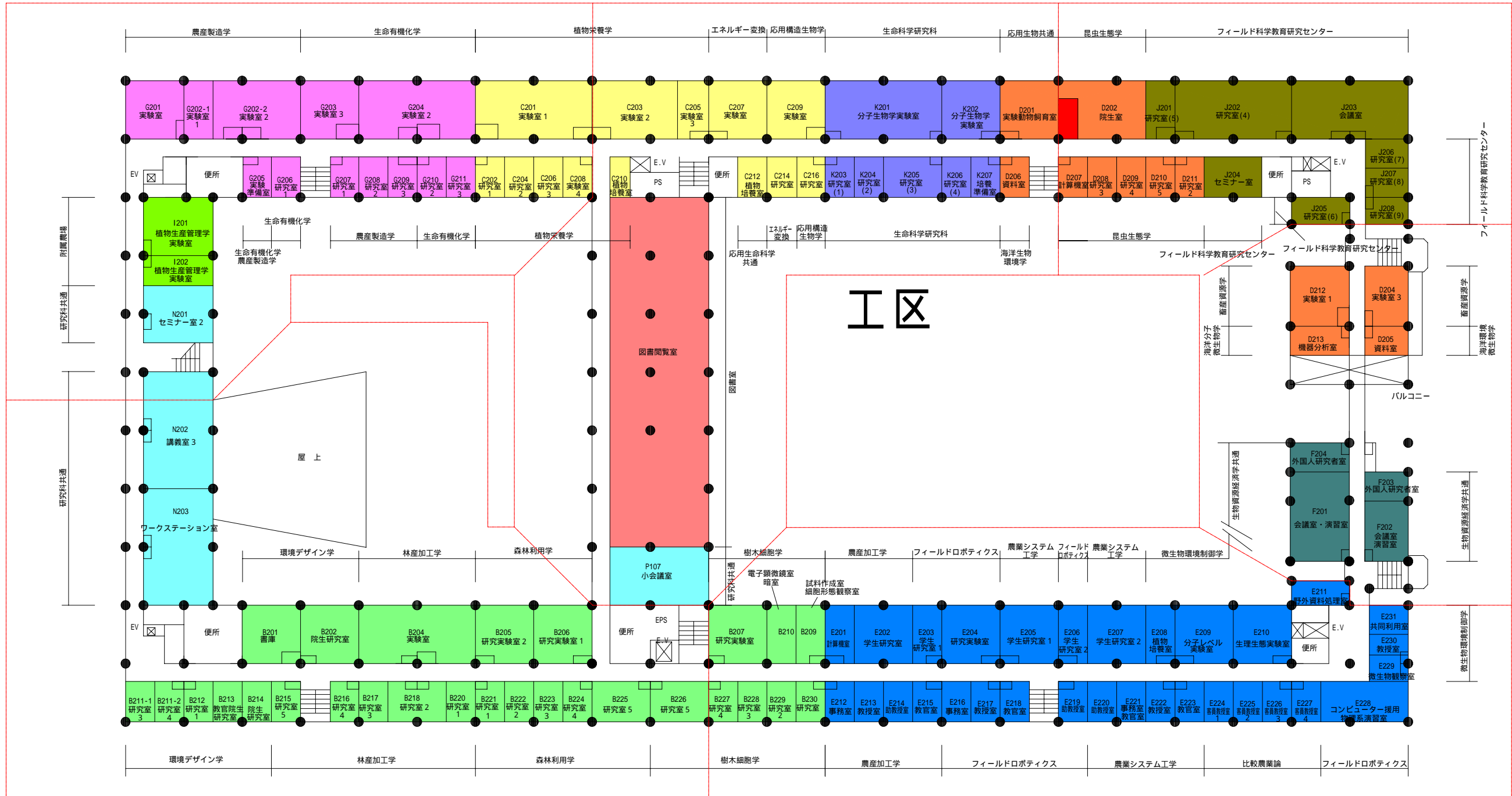
Ⅰ区

1階（新2階）平面図

京都大学（北部）総合研究棟改修（農学部総合館）施設整備等事業
 入札説明書等に関する質問回答（別図1-3）

Ⅰ区

Ⅰ区



Ⅰ区

Ⅰ区

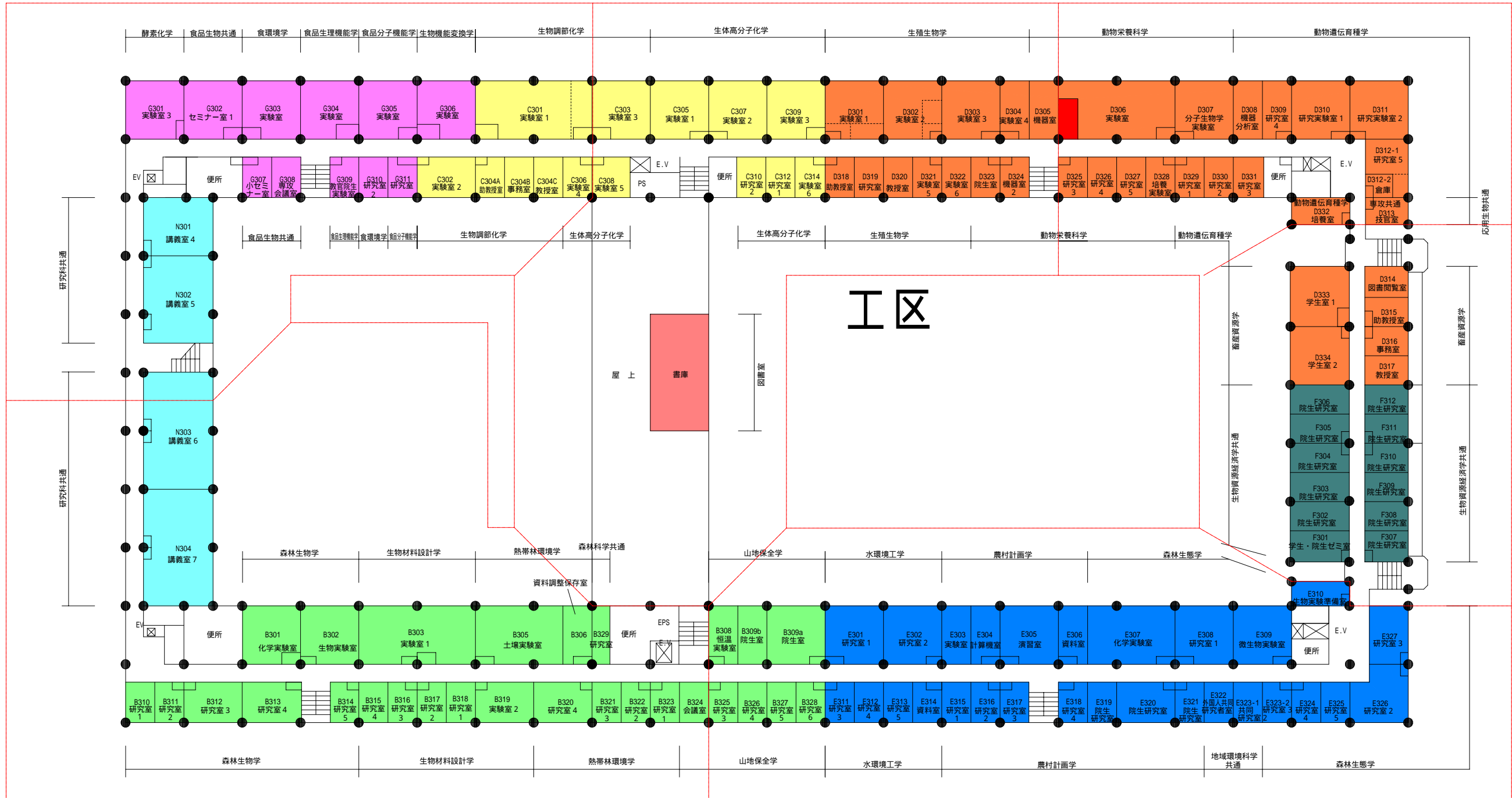
2階（新3階）平面図

京都大学（北部）総合研究棟改修（農学部総合館）施設整備等事業

入札説明書等に関する質問回答（別図1 - 4）

Ⅰ区

Ⅰ区



Ⅰ区

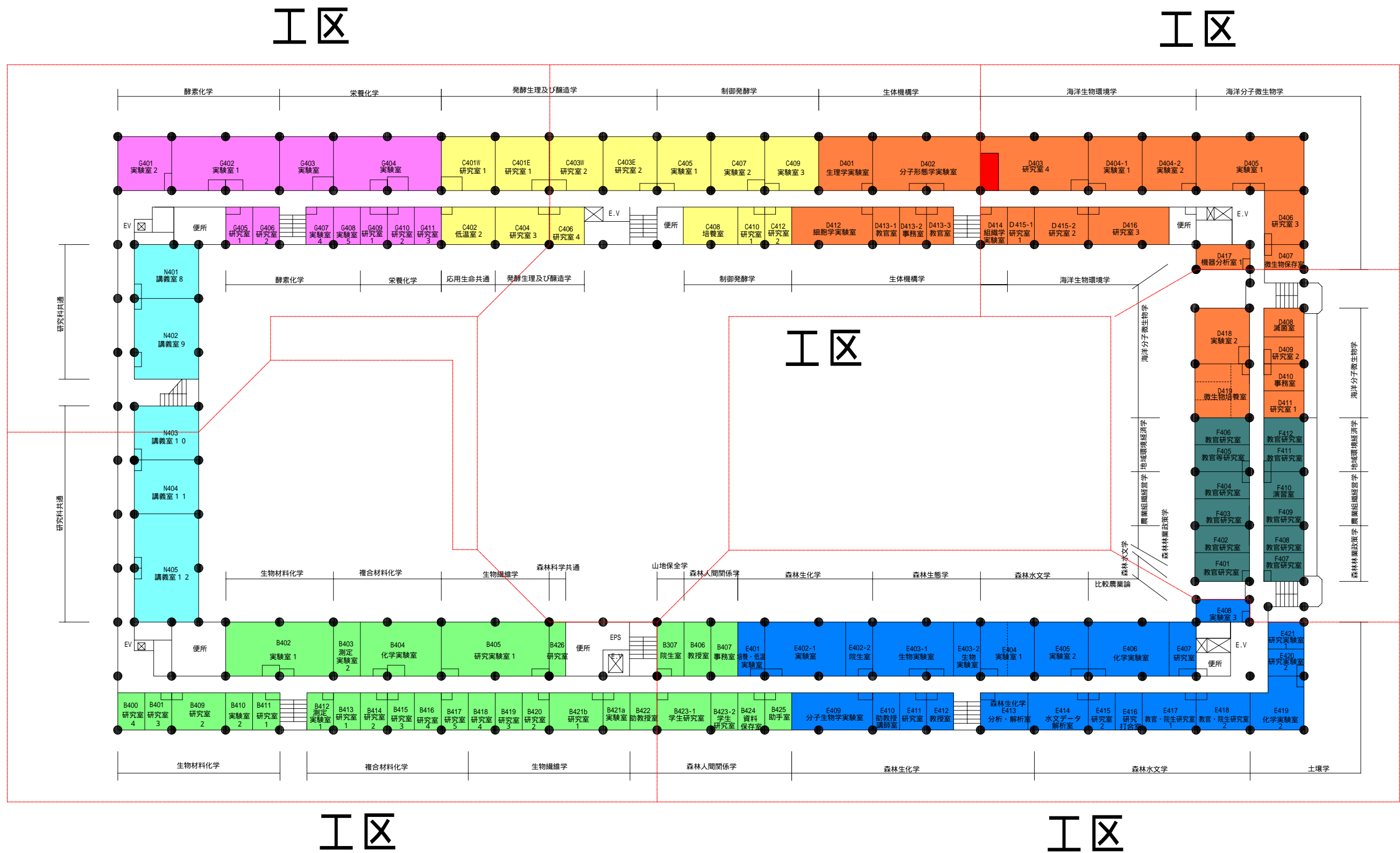
Ⅰ区

Ⅰ区

Ⅰ区

3階（新4階）平面図

京都大学（北部）総合研究棟改修（農学部総合館）施設整備等事業
 入札説明書等に関する質疑回答（別図1 - 5）



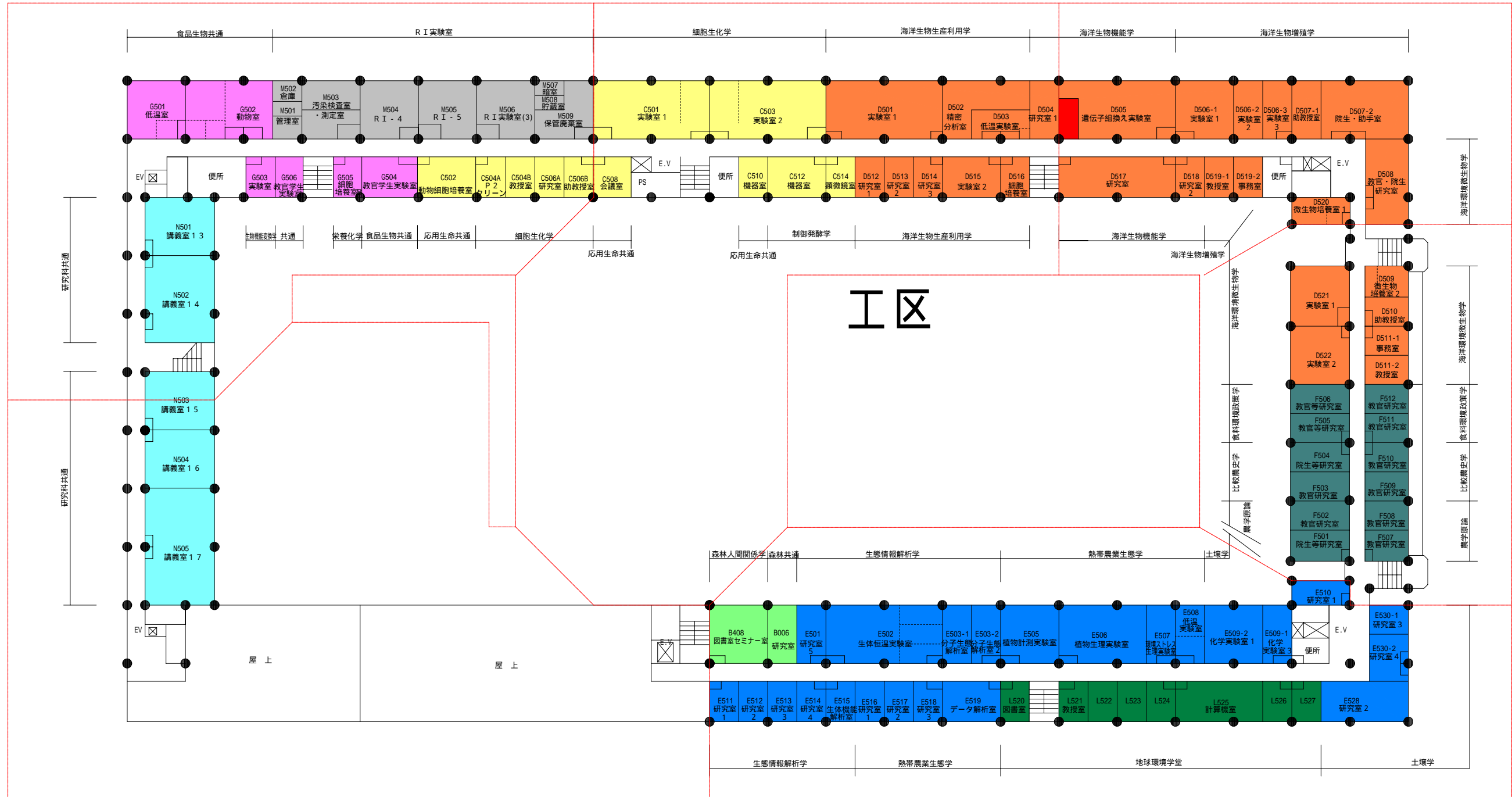
4階（新5階）平面図

京都大学（北部）総合研究棟改修（農学部総合館）施設整備等事業

入札説明書等に関する質疑回答（別図1 - 6）

工区

工区



工区

工区

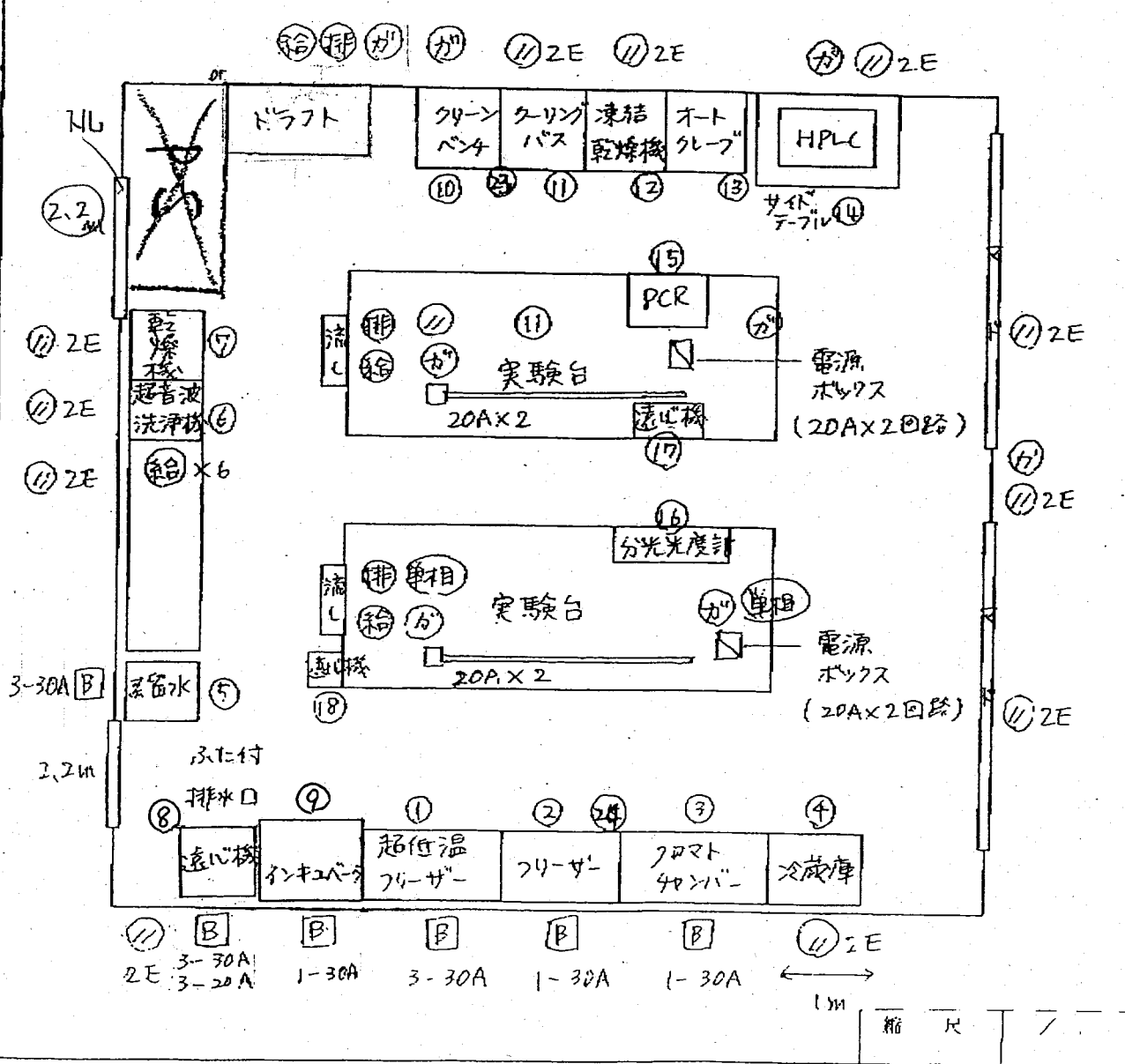
工区

工区

5階（新6階）平面図

NO. 3

係 名 称	京都大学農学部総合館	講座等名称	食環境学分野	担当教官名	北畠直文	電話番号	内線 3742(宇治)
室 名 称	実験室	室 番 号	303 4303	担 当 者 名	北畠直文	電話番号	内線 3742(宇治)



備 考
フリーザーの高さ2170mmゆえ 2.2m扉ドアが必要。 850×870× (1970+200)
分電盤 1200×700
注) 記入要領は別紙の記入例を参考にする事。